V　参 考 資 料

1 平成 28 年度の地方財政

(1)平成 28 年度の経済見通しと国の予算

ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 27 年 12 月 22 日閣議了解、平成 28 年 1 月 22 日閣議決定された。この中で、以下の平成 27 年度の経済動向、平成 28 年度の経済見通し及び平成 28 年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

（ア）平成 27 年度の経済動向

平成 27 年度の我が国経済をみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。

政府は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向け、「緊急対策」を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格等の下落の影響があるものの、経済の好循環が進展する中で、物価の基調は緩やかに上昇している。

この結果、平成 27 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.2%程度、名目国内総生産(名目 GDP)成長率は交易条件の改善もあって 2.7%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 0.4%程度の上昇と見込まれる。

（イ）平成 28 年度の経済見通し

平成 28 年度の我が国経済は、「緊急対策」など、「平成 28 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、経済の好循環の進展により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け更なる前進が見込まれる。

この結果、平成 28 年度の実質 GDP 成長率は 1.7%程度、名目 GDP 成長率は 3.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.2%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国をはじめとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等に留意する必要がある。

（ウ）平成 28 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、これまでのアベノミクスの成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

デフレ脱却・経済再生については、アベノミクス第二ステージにおいて、戦後最大の名目 GDP600 兆円を 2020 年（平成 32 年）頃に達成することを目標とし、これまでの三本の矢を束ねて一層強化した新たな第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を推進していく。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

一億総活躍社会の実現に向け最優先で推進する必要のある「緊急対策」に取り組むことにより、民間の取組ともあいまって、投資促進・生産性革命の実現や、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目 GDP600 兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却への歩みを確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えする。

加えて、「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

また、未来投資による生産性革命とローカル・アベノミクスを推進するため、「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を着実に実施する。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下「基本方針 2015」という。）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」に沿って、2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初 3 年間（2016～2018 年度（平成 28～30 年度））を「集中改革期間」と位置付け、2018 年度（平成 30 年度）の国・地方の PB 赤字の対 GDP 比マイナス 1%程度を目安として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の 3 本柱の改革を一体として推進する。平成 28 年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させ

るとともに、「経済・財政再生アクション・プログラム」（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）を十分踏まえた上で、歳出改革・歳入改革を着実に推進する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ　国の予算

政府は、「平成 28 年度予算編成の基本方針」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）及び「平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年度予算政府案を閣議決定した。

平成 28 年度予算は、「平成 28 年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

（ア）平成 28 年度予算の基本的な考え方

a　「経済・財政再生計画」の着実な推進

(a)「経済再生なくして財政健全化なし」。これは、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学であり、2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標の達成に向けた今後 5 年間の基本方針でもある。我々が目指すのは経済再生と財政健全化の二兎を得る道である。

(b) 我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、2015 年度（平成 27 年度）の PB 赤字対 GDP 比半減目標も達成見込みである。この成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

(c) 政府の経済財政運営の根幹である「基本方針 2015」は、経済再生と財政健全化を共に達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取組である。すなわち、経済再生については、消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組による潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指すものである。

こうした中、緩やかな回復基調にある我が国の経済は、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがある。このため、ローカル・アベノミクスの浸透を更に図ることが重要である。

政府としては、今後とも、中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しつつ、「基本方針 2015」に沿って経済財政運営を進めていく。

（d）「基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」においては、2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初 3 年間（2016～2018 年度（平成 28～30 年度））を「集中改革期間」と位置付け、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018 年度（平成 30 年度）の PB 赤字の対 GDP 比マイナス 1%程度を目安としている。

そのための取組として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を 3 本柱とし、そのうち、「歳出改革」については、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」という 3 つの取組を中心に着実に推進する。

歳出改革については、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において、主要歳出分野ごとの成果指標（KPI）設定や改革工程表の策定、誰もが活用できる形での情報開示（見える化）の徹底など、計画の具体化を進め、今後、改革工程表に沿って、着実に実行する。また、同委員会において、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

b 「一億総活躍社会」の実現と TPP（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応

（a）アベノミクスの第二ステージで掲げた新・三本の矢の第一の矢「希望を生み出す強い経済」は、これまでの三本の矢を束ねて一層強化したものであり、具体的な目標は戦後最大の名目 GDP600 兆円を 2020 年（平成 32 年）頃に達成することである。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

政府は、誰もが生きがいをもって、充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現を目指し、「一億総活躍国民会議」を発足させ、平成 27 年 11 月 26 日に緊急に実施すべき対策が取りまとめられたところである。

この緊急対策に取り組むことにより、名目 GDP600 兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えする。

（b）TPP 協定についても、平成 27 年 10 月に大筋合意に達したことから、TPP を真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、

平成 27 年 11 月 25 日に決定した「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

これらの取組は、いずれも将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題であり、それぞれを着実に、かつ整合的に進めていくことが必要である。

（イ）予算の編成についての考え方

a 「一億総活躍社会」の実現、TPP を踏まえた対応

強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPP を真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成 27 年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

b 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

（a）平成 28 年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。併せて、同計画における国の一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。

（b）具体的には、改革工程表に基づき実施する平成 28 年度の取組が、予算に反映される施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成 28 年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化や PDCA サイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成 28 年度予算にその取組を反映させる。

（c）歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成 28 年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。

こうした取組により、政策効果の見える化や PDCA サイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮

問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。

(d) 予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

このような方針に基づいて編成された平成 28 年度の一般会計予算の規模は、96 兆 7,218 億円（前年度比 3,799 億円、0.4%増）で、PB 対象経費は 73 兆 1,097 億円（前年度比 2,185 億円、0.3%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は 3 兆 2,469 億円で、前年度当初予算（3 兆 9,087 億円）と比べると 6,618 億円減少（16.9%減）となった。

財政投融資計画の規模は、13 兆 4,811 億円（前年度比 1 兆 1,404 億円、7.8%減）となった。

なお、平成 28 年度当初予算は、平成 28 年 1 月 22 日に国会に提出され、3 月 29 日に成立した。

(2) 地方財政計画

平成 28 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」に沿って、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成 27 年 6 月 9 日に「経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成 27 年 12 月 18 日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成 28 年度の地方財政への対応についての意見」（附属資料参照）が述べ

られた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成28年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

ア　通常収支分

（ア）地方税制については、平成28年度地方税制改正では、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、地方創生の推進等を図るため地方法人課税の偏在是正に向けた措置等を講ずるとともに、消費税率10%引上げ時の平成29年4月に自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

（イ）地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a　財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b　これに基づき、平成28年度の財源不足見込額5兆6,063億円については、次により補填する。

(a) 地方交付税については、国の一般会計加算により8,283億円（うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,436億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び平成27年1月12日付け総務・財務両大臣覚書第7項に定める平成28年度における「乖離是正分加算額」2,100億円並びに臨時財政対策特例加算額2,747億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(b) 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆7,880億円発行する。

(c) 建設地方債（財源対策債）を7,900億円増発する。

c　上記の結果、平成28年度の地方交付税については、16兆7,003億円（前年度比546億円、0.3%減）を確保する。

d　交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、4,000億円の償還を実施する。

（ウ）地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対

処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

（エ）地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a　地方の重点課題に取り組むために必要な経費として、一般行政経費に新たに「重点課題対応分」を 2,500 億円計上することとしている。

b　平成 27 年度に創設した「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円（前年度同額）計上することとしている。

c　投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画の策定団体数が増加していることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を 2,000 億円（前年度比 1,000 億円増）に増額し、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し 3.0％増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

d　消費税・地方消費税の引上げによる増収分等を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

e　一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

f　消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

g　過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

（オ）地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

（カ）地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ　東日本大震災分

（ア）復旧・復興事業

a　東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮し

て交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,802 億円を確保する。また、一般財源充当分として 79 億円を計上する。

b　地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

c　直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。

（イ）全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 720 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 589 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 28 年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は 85 兆 7,593 億円で、前年度と比べると 4,883 億円増加（0.6%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 7,799 億円で、前年度と比べると 2,261 億円減少（11.3%減）、全国防災事業が 1,310 億円で、前年度と比べると 3,595 億円減少（73.3%減）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 38 兆 7,022 億円で、前年度と比べると 1 兆 2,103 億円増加（3.2%増）（道府県税 6.1%増、市町村税 0.8%増）、地方譲与税は 2 兆 4,322 億円で、前年度と比べると 2,532 億円減少（9.4%減）、地方特例交付金は 1,233 億円で、前年度と比べると 44 億円増加（3.7%増）、地方交付税は 16 兆 7,003 億円で、前年度と比べると 546 億円減少（0.3%減）、国庫支出金は 13 兆 2,184 億円で、前年度と比べると 1,451 億円増加（1.1%増）、地方債（普通会計分）は 8 兆 8,607 億円で、前年度と比べると 6,402 億円減少（6.7%減）となった。

歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,274 億円で、前年度と比べると 77 億円減少（0.0%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、4,900 人の純減としている。一般行政経費は 35 兆 7,931 億円で、前年度と比べると 7,342 億円増加（2.1%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は 14 兆 374 億円で、前年度と比べると 410 億円増加（0.3%増）となっている。公債費は 12 兆 8,051 億円で、前年度と比べると 1,461 億円減少（1.1%減）、投資的経費は 11 兆 2,046 億円で、前年度と比べると 2,036 億円増加（1.9%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 5 兆 4,341 億円で、前年度と比べると 1,583 億円増加（3.0%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 4,802 億円で、前年度と比べると 1,096 億円減少（18.6%減）、国庫支出金は 1

兆 2,528 億円で、前年度と比べると 1,189 億円減少（8.7%減）などとなった。歳出では、一般行政経費は 5,464 億円で、前年度と比べると 259 億円減少（4.5%減）、投資的経費は 1 兆 2,024 億円で、前年度と比べると 1,850 億円減少（13.3%減）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は 720 億円で、前年度と比べると 12 億円増加（1.7%増）などとなった。歳出では公債費は 1,310 億円で、前年度と比べると 327 億円増加（33.3%増）となった。

また、平成 28 年度の地方債計画の規模は、通常収支分が 11 兆 2,082 億円（普通会計分 8 兆 8,607 億円、公営企業会計等分 2 兆 3,475 億円）で、前年度と比べると 7,160 億円減少（6.0%減）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が 380 億円（普通会計分 331 億円、公営企業会計等分 49 億円）で、前年度と比べると 45 億円減少（10.6%減）となり、全国防災事業は皆減（2,397 億円減少）となった。

(3) 平成 28 年度補正予算

ア　平成 28 年度補正予算（第 1 号）

平成 28 年度補正予算（第 1 号）は、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定、同日に第 190 回国会に提出され、5 月 17 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では災害救助等関係経費 780 億円、熊本地震復旧等予備費 7,000 億円を追加計上するほか、既定経費の減額 7,780 億円の修正減少額が計上された。

イ　平成 28 年度補正予算（第 1 号）に係る財政措置等

（ア）通常収支分

この補正予算により追加される熊本地震による災害への対応に伴う地方負担に対しては、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a　災害救助費

災害救助に要する経費の 40%（地方負担額を限度）に対して、特別交付税措置を講じる。

b　災害弔慰金

災害弔慰金に要する経費に対して、所要の特別交付税措置を講じる。

c　災害援護貸付金

災害援護貸付金に要する経費に対して、資金手当として地方負担額の 100%まで地方債（一般事業債）を充当できる。（協議等の事業区分及び同意等の基準については、通常の例による。）

（イ）東日本大震災分

地方負担は生じない。

ウ　平成 28 年度補正予算（第 1 号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の

使用に係る財政措置等

平成28年度補正予算（第1号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費について、平成28年5月31日に1,023億円、6月14日に590億円、6月28日に210億円及び7月26日に654億円の使用を閣議決定した。

これらの使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

（ア）一般会計熊本地震復旧等予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債を充当でき、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置する。

a　災害復旧事業債

（a）補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（b）災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

（c）一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

b　補正予算債

補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（イ）一般会計熊本地震復旧等予備費の使用により追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり措置する。

a　国宝重要文化財等保存整備事業

地方負担額の80%を特別交付税により措置する。

b　被災農業者向け経営体育成支援事業

地方負担額の70%（施設の撤去に係るものについては80%）を特別交付税により措置する。

エ　平成28年度補正予算（第2号）

平成28年度補正予算（第2号）は、平成28年8月24日に閣議決定、9月26日に

第 192 回国会に提出され、10 月 11 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定。以下「経済対策」という。）に沿って、一億総活躍社会の実現の加速 7,119 億円、21 世紀型のインフラ整備 1 兆 4,056 億円、英国の EU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援 4,307 億円、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化 1 兆 4,389 億円等を追加計上するほか、既定経費の減額 4,175 億円、熊本地震復旧等予備費の減額 4,100 億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税外収入 2,844 億円、公債費 2 兆 7,500 億円、前年度剰余金受入 2,525 億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 28 年度補正予算（第 1 号）による補正後予算に対し、3 兆 2,869 億円増加し、100 兆 87 億円となった。

オ　平成 28 年度補正予算（第 2 号）に係る財政措置等

（ア）通常収支分

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担額が生じることからそれに対応するとともに、熊本地震による災害に係る復興基金の創設を支援するため、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a　追加の財政需要に係る財政措置

(a) この補正予算により平成 28 年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

i　災害復旧事業債

(i) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

(iii) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（iv）地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大 50%までを特別交付税により措置する。

ii　熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iii　公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

(b) この補正予算により平成 28 年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200 億円）の一部により対応する。

b　特別交付税の増額

熊本地震により被害を受けた地方公共団体が、地域の実情に応じて実施する様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金の創設を支援するため、平成 28 年度分の地方交付税の総額に 510 億円を加算し、特例としてその全額を特別交付税とする措置を講じる。

（イ）東日本大震災分

この補正予算により平成 28 年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、平成 28 年度分の震災復興特別交付税の総額に 165 億円を加算したうえで措置する。

カ　平成 28 年度補正予算（第 3 号）

平成 28 年度補正予算（第 3 号）は、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定、平成 29 年 1 月 20 日に第 193 回国会に提出され、1 月 31 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、災害対策費 1,955 億円、国際分担金及び拠出金等 1,685 億円、自衛隊の安定的な運用態勢の確保等 1,706 億円等を追加計上するほか、既定経費の減額 4,164 億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収を 1 兆 7,440 億円減額計上する一方、税外収入 1,047 億円、公債費 1 兆 8,526 億円（建設公債 1,014 億円及び特例公債 1 兆 7,512 億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 28 年度補正予算（第 2 号）による補正後予算に対し、2,133 億円増加し、100 兆 2,220 億円となった。

キ　平成 28 年度補正予算（第 3 号）に係る財政措置等

（ア）通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a　地方交付税

この補正予算においては、平成 28 年度の国税の減収に伴い地方交付税が 5,437 億円の減額となったところであるが、これについては、平成 28 年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとしており、この結果、平成 28 年度当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

(a) 地方交付税の減 5,437 億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。

(b) (a) の加算のうち 2 分の 1 の国負担分については臨時財政対策加算とし、2 分の 1 の地方負担分については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算する。

b　追加の財政需要

(a) この補正予算により平成 28 年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

i　災害復旧事業債

(i) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

(iii) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大 50%までを特別交付税により措置する。

ii　熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200 億円）の一部により対応する。

（イ）東日本大震災分

この補正予算においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業費の減額に伴う地方負担の減により、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額から213億円を減額する。

ク　地方公務員の給与改定

平成28年の国家公務員の給与改定については、平成28年11月24日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成28年10月14日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、1,370億円程度、一般財源ベースで1,200億円程度と見込まれたが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととした。

(4)地方公共団体の予算

平成28年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市区町村（一部事務組合等を除く。）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では0.6%増、9月補正後予算では1.9%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

地方税が当初予算、9月補正後予算ともに3.3%増、地方譲与税が当初予算では7.5%減、9月補正後予算では7.6%減、地方交付税が当初予算では0.1%減、9月補正後予算では0.4%減、国庫支出金が当初予算では3.8%増、9月補正後予算では7.5%増、地方債が当初予算では7.8%減、9月補正後予算では5.1%減となっている。一方、歳出では、人件費が当初予算、9月補正後予算ともに0.1%減、扶助費が当初予算、9月補正後予算ともに4.4%増、普通建設事業費が当初予算では2.2%減、9月補正後予算では1.3%増となっている。

第51表　平成28年度普通会計予算の状況（当初予算及び9月補正後予算）

その1　歳　入

区分	予算額 当初予算 平成28年度	予算額 当初予算 平成27年度	予算額 当初予算 増減額	予算額 当初予算 増減率	予算額 9月補正後予算 平成28年度	予算額 9月補正後予算 平成27年度	予算額 9月補正後予算 増減額	予算額 9月補正後予算 増減率	構成比 当初予算 平成28年度	構成比 当初予算 平成27年度	構成比 9月補正後予算 平成28年度	構成比 9月補正後予算 平成27年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地方税	390,267	377,759	12,509	3.3	390,465	377,901	12,563	3.3	36.2	35.3	35.2	34.7
地方譲与税	24,151	26,099	△ 1,948	△ 7.5	24,151	26,127	△ 1,976	△ 7.6	2.2	2.4	2.2	2.4
地方特例交付金	1,187	1,166	21	1.8	1,196	1,175	22	1.8	0.1	0.1	0.1	0.1
地方交付税	165,252	165,401	△ 149	△ 0.1	166,991	167,654	△ 663	△ 0.4	15.3	15.5	15.1	15.4
市町村たばこ税都道府県交付金	11	16	△ 5	△ 29.0	11	16	△ 5	△ 29.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利子割交付金	357	505	△ 148	△ 29.3	358	505	△ 148	△ 29.2	0.0	0.0	0.0	0.0
配当割交付金	1,478	1,091	386	35.4	1,478	1,091	386	35.4	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	957	626	331	52.9	957	624	332	53.3	0.1	0.1	0.1	0.1
地方消費税交付金	23,573	21,283	2,290	10.8	23,593	21,291	2,302	10.8	2.2	2.0	2.1	2.0
ゴルフ場利用税交付金	315	323	△ 8	△ 2.6	315	323	△ 8	△ 2.6	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	810	683	127	18.6	810	683	127	18.7	0.1	0.1	0.1	0.1
軽油引取税交付金	1,264	1,278	△ 14	△ 1.1	1,264	1,278	△ 14	△ 1.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小計（一般財源）	609,622	596,231	13,392	2.2	611,589	598,669	12,920	2.2	56.6	55.7	55.2	55.0
国庫支出金	152,594	146,983	5,612	3.8	161,487	150,166	11,321	7.5	14.2	13.7	14.6	13.8
地方債	106,790	115,855	△ 9,065	△ 7.8	111,970	117,944	△ 5,974	△ 5.1	9.9	10.8	10.1	10.8
その他	207,792	211,403	△ 3,611	△ 1.7	223,417	221,315	2,102	0.9	19.3	19.7	20.2	20.3
歳入合計	1,076,799	1,070,471	6,328	0.6	1,108,464	1,088,094	20,369	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0

その2　歳　出

区分	予算額 当初予算 平成28年度	予算額 当初予算 平成27年度	予算額 当初予算 増減額	予算額 当初予算 増減率	予算額 9月補正後予算 平成28年度	予算額 9月補正後予算 平成27年度	予算額 9月補正後予算 増減額	予算額 9月補正後予算 増減率	構成比 当初予算 平成28年度	構成比 当初予算 平成27年度	構成比 9月補正後予算 平成28年度	構成比 9月補正後予算 平成27年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
人件費	224,056	224,260	△ 204	△ 0.1	224,053	224,179	△ 125	△ 0.1	20.8	20.9	20.2	20.6
物件費	96,091	95,090	1,001	1.1	98,369	96,477	1,892	2.0	8.9	8.9	8.9	8.9
維持補修費	11,117	10,839	279	2.6	11,534	11,190	344	3.1	1.0	1.0	1.0	1.0
扶助費	139,129	133,226	5,903	4.4	139,481	133,555	5,926	4.4	12.9	12.4	12.6	12.3
補助費等	194,736	188,960	5,776	3.1	200,250	191,462	8,788	4.6	18.1	17.7	18.1	17.6
普通建設事業費	151,503	154,894	△ 3,391	△ 2.2	162,952	160,909	2,042	1.3	14.1	14.5	14.7	14.8
うち 補助事業費	76,129	81,462	△ 5,333	△ 6.5	83,590	84,722	△ 1,132	△ 1.3	7.1	7.6	7.5	7.8
うち 単独事業費	67,998	65,777	2,221	3.4	71,527	68,494	3,034	4.4	6.3	6.1	6.5	6.3
災害復旧事業費	10,124	9,278	847	9.1	13,813	10,508	3,305	31.5	0.9	0.9	1.2	1.0
失業対策事業費	1	1	0	0.0	1	1	△ 0	△ 2.8	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	126,091	128,500	△ 2,409	△ 1.9	126,372	128,725	△ 2,353	△ 1.8	11.7	12.0	11.4	11.8
その他	123,949	125,423	△ 1,474	△ 1.2	131,639	131,088	551	0.4	11.5	11.7	11.9	12.0
歳出合計	1,076,799	1,070,471	6,328	0.6	1,108,464	1,088,094	20,369	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1　この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市区町村（一部事務組合等を除く。））である。
2　当初予算については、平成27年度又は平成28年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
3　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
4　「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
5　表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

(5)地方公営企業等に関する財政措置

ア　地方公営企業

（ア）通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成28年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,143億円（前年度2兆5,397億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆3,475億円（前年度2兆4,233億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

a　簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。

b　公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、所要の地方交付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、広域化に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援する。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、公営企業の経営支援に係る地方交付税措置を講じる。

c　水道事業については、簡易水道事業の統合を推進するため、高料金対策及び簡易水道の建設改良に係る地方財政措置について、統合後の激変緩和措置を講じる。

d　地方公営企業法を適用していない下水道事業に係る資本費平準化債の発行可能額を適切に算定するため、減価償却費相当額について、資産毎の平均耐用年数を用いて算定する方法に改めるとともに、所要の経過措置を講じる。

e　病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月総務省自治財政局長通知）に基づき、新公立病院改革プランの策定及びその着実な実施を推進するため、プランの策定経費、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について引き続き地方財政措置を講じるほか、特別交付税措置について所要の見直しを行

う。

（イ）東日本大震災分

a　復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は 95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において 147 億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 49 億円を計上する。

b　被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債 4 億円を計上する。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア）都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整及び市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進など地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の 9%分）については、その所要額（6,685 億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県 3/4、市町村 1/4）を負担することとし、その所要額（4,597 億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,631 億円）に対し、国及び都道府県が一部（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）を負担することとし、地方負担（1,316 億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）高額医療費共同事業（3,363 億円）については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2）を負担することとし、地方負担（841 億円）について地方交付税措置を講じる。

（オ）国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000 億円）を講じる。

（カ）国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40 歳から 74 歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（517 億円）に対して、国及び都道府県が一部（国 1/3、都道府県 1/3、市町村国保 1/3）を負担することとし、地方負担（172 億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ　後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア）保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割 2 割・5 割・7 割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者（以下「元被扶養者」という。）の保険料軽減を行う（均等割 5 割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県 3/4、市町村 1/4）することとし、その所要額（2,771 億円）について地方交付税措置を講じる。

なお、平成 28 年度は、低所得者に対する保険料の軽減特例措置（均等割 9 割・8.5 割、所得割 5 割軽減）及び元被扶養者に対する保険料の軽減特例措置（均等割 9 割軽減）が継続され、低所得者に対する保険料の軽減特例措置及び元被扶養者に対する均等割 9 割軽減のうち 4 割分については、国費により措置されている。

また、70 歳から 74 歳までの窓口負担軽減措置については、平成 26 年度から新たに 70 歳になる者から段階的に法定の負担割合（2 割）に見直すこととされており、所要額が平成 28 年度予算に計上されている。

（イ）高額医療費負担金（2,748 億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2）を負担することとし、地方負担（687 億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（189 億円）に対して国及び都道府県が一部（国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3）を負担することとし、地方負担（63 億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

（6）個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、法人関係二税、地方消費税の増による地方税の増加等により、平成 27 年度決算における経常収支比率は前年度（92.1%）と比べて 0.4 ポイント低下の 91.7%となったが、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費等の扶助費の増加のほか、借入金残高も累積していること等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

各地方公共団体における財政の健全化は一定の推進が見られ、平成 27 年度において、早期健全化基準以上の団体は、現状、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、個人市民税・固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。

また、平成 27 年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は 10 会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

地方財政計画及び国の一般会計予算の伸び率の推移（当初ベース）

区分 年度	地方財政計画		国の一般会計予算	
	歳出総額	一般行政経費	歳出総額	一般歳出
昭和30	1.6	—	△ 0.8	△ 2.9
31	6.4	—	4.4	4.8
32	9.7	—	9.9	9.7
33	7.9	—	15.4	11.6
34	7.8	—	8.2	9.2
35	15.3	13.3	10.6	12.9
36	24.4	21.4	24.4	23.8
37	19.5	20.8	24.3	22.5
38	15.3	16.2	17.4	14.9
39	19.2	21.3	14.2	18.0
40	15.1	15.1	12.4	12.8
41	14.5	11.9	17.9	20.4
42	15.4	18.4	14.8	12.0
43	17.5	22.3	17.5	14.9
44	18.5	11.4	15.8	13.3
45	18.9	18.1	18.0	16.9
46	19.6	19.6	18.4	17.4
47	20.9	18.9	21.8	25.2
48	23.8	24.2	24.6	22.5
49	19.4	24.0	19.7	19.0
50	24.1	25.0	24.5	23.2
51	17.2	14.3	14.1	18.8
52	14.2	14.1	17.4	14.5
53	19.1	19.4	20.3	19.2
54	13.0	11.7	12.6	13.9
55	7.3	7.8	10.3	5.1
56	7.0	6.8	9.9	4.3
57	5.6	4.8	6.2	1.8
58	0.9	△ 1.5	1.4	△ 0.0
59	1.7	1.4	0.5	△ 0.1
60	4.6	3.8	3.7	△ 0.0
61	4.6	4.6	3.0	△ 0.0
62	2.9	1.8	0.0	△ 0.0
63	6.3	3.0	4.8	1.2
平成元	8.6	6.4	6.6	3.3
2	7.0	4.5	9.6	3.8
3	5.6	7.6	6.2	4.7
4	4.9	8.1	2.7	4.5
5	2.8	6.3	0.2	3.1
6	5.9	1.3	1.0	2.3
7	2.0	4.4	△ 2.9	3.1
8	3.4	4.1	5.8	2.4
9	2.1	2.7	3.0	1.5
10	0.0	2.9	0.4	△ 1.3
11	1.6	4.2	5.4	5.3
12	0.5	2.3	3.8	2.6
13	0.4	4.5	△ 2.7	1.2
14	△ 1.9	1.0	△ 1.7	△ 2.3
15	△ 1.5	1.1	0.7	0.1
16	△ 1.8	4.1	0.4	0.1
17	△ 1.1	5.7	0.1	△ 0.7
18	△ 0.7	8.2	△ 3.0	△ 1.9
19	△ 0.0	4.0	4.0	1.3
20	0.3	1.4	0.2	0.7
21	△ 1.0	2.7	6.6	9.4
22	△ 0.5	8.0	4.2	3.3
23	0.5	4.7	0.1	△ 0.1
24	△ 0.8	1.0	△ 2.2	△ 3.5
25	0.1	2.2	2.5	2.9
26	1.8	4.4	3.5	3.2
27	2.3	5.5	0.5	0.4
28	0.6	2.1	0.4	0.3

※平成23年度から、国の一般会計予算・一般歳出欄は、基礎的財政収支対象経費の伸び率を記載している。

※平成24年度以降地方財政計画の数値は、通常収支分のものである。

1. 地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

区分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	387,022	374,919	12,103	3.2
	地方譲与税	24,322	26,854	△ 2,532	△ 9.4
	地方特例交付金	1,233	1,189	44	3.7
	地方交付税	167,003	167,548	△ 546	△ 0.3
	国庫支出金	132,184	130,733	1,451	1.1
	地方債	88,607	95,009	△ 6,402	△ 6.7
	うち臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
	うち財源対策債	7,900	7,800	100	1.3
	使用料及び手数料	16,247	16,044	203	1.3
	雑収入	41,643	40,689	954	2.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 79	－	△ 79	－
	全国防災事業一般財源充当分	△ 589	△ 275	△ 314	114.2
	計	857,593	852,710	4,883	0.6
	一般財源	616,792	615,485	1,307	0.2
	（水準超経費を除く）	602,292	601,685	607	0.1
歳出	給与関係経費	203,274	203,351	△ 77	△ 0.0
	退職手当以外	185,807	185,291	516	0.3
	退職手当	17,467	18,060	△ 593	△ 3.3
	一般行政経費	357,931	350,589	7,342	2.1
	補助	190,004	185,490	4,514	2.4
	単独	140,374	139,964	410	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,053	15,135	△ 82	△ 0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重点課題対応分	2,500	－	2,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	4,450	8,450	△ 4,000	△ 47.3
	公債費	128,051	129,512	△ 1,461	△ 1.1
	維持補修費	12,198	11,601	597	5.1
	投資的経費	112,046	110,010	2,036	1.9
	直轄・補助	57,705	57,252	453	0.8
	単独	54,341	52,758	1,583	3.0
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等最適化事業費	2,000	1,000	1,000	100.0
	公営企業繰出金	25,143	25,397	△ 254	△ 1.0
	企業債償還費普通会計負担分	15,905	16,247	△ 342	△ 2.1
	その他	9,238	9,150	88	1.0
	不交付団体水準超経費	14,500	13,800	700	5.1
	計	857,593	852,710	4,883	0.6
	（水準超経費除く）	843,093	838,910	4,183	0.5
	地方一般歳出	699,137	693,151	5,986	0.9

2. 地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

（1）復旧・復興事業

（単位：億円、％）

区分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)
歳入	震災復興特別交付税	4,802	5,898	△ 1,096	△ 18.6
	一般財源充当分	79	－	79	皆増
	国庫支出金	12,528	13,717	△ 1,189	△ 8.7
	地方債	331	355	△ 24	△ 6.8
	雑収入	59	90	△ 31	△ 34.4
	計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3
歳出	給与関係経費	104	110	△ 6	△ 5.5
	一般行政経費	5,464	5,723	△ 259	△ 4.5
	補助	4,625	4,481	144	3.2
	単独	839	1,242	△ 403	△ 32.4
	公債費	60	90	△ 30	△ 33.3
	投資的経費	12,024	13,874	△ 1,850	△ 13.3
	直轄・補助	11,648	13,478	△ 1,830	△ 13.6
	単独	376	396	△ 20	△ 5.1
	公営企業繰出金	147	263	△ 116	△ 44.1
	計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3

（2）全国防災事業

（単位：億円、％）

区分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)
歳入	地方税	720	708	12	1.7
	一般財源充当分	589	275	314	114.2
	国庫支出金	－	1,524	△ 1,524	皆減
	地方債	－	2,397	△ 2,397	皆減
	雑収入	1	1	0	0.0
	計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3
歳出	公債費	1,310	983	327	33.3
	投資的経費	－	3,922	△ 3,922	皆減
	直轄・補助	－	3,922	△ 3,922	皆減
	計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3

（参 考）

通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位：億円、%）

区分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	387,742	375,627	12,115	3.2
	地方譲与税	24,322	26,854	△ 2,532	△ 9.4
	地方特例交付金	1,233	1,189	44	3.7
	地方交付税	171,805	173,446	△ 1,642	△ 0.9
	震災復興特別交付税以外	167,003	167,548	△ 546	△ 0.3
	震災復興特別交付税	4,802	5,898	△ 1,096	△ 18.6
	国庫支出金	144,712	145,974	△ 1,262	△ 0.9
	地方債	88,938	97,761	△ 8,823	△ 9.0
	うち臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
	うち財源対策債	7,900	7,800	100	1.3
	使用料及び手数料	16,247	16,044	203	1.3
	雑収入	41,703	40,780	923	2.3
	計	876,702	877,675	△ 973	△ 0.1
	一般財源	622,982	622,366	616	0.1
歳出	給与関係経費	203,378	203,461	△ 83	△ 0.0
	退職手当以外	185,911	185,401	510	0.3
	退職手当	17,467	18,060	△ 593	△ 3.3
	一般行政経費	363,395	356,312	7,083	2.0
	補助	194,629	189,971	4,658	2.5
	単独	141,213	141,206	7	0.0
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,053	15,135	△ 82	△ 0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重点課題対応分	2,500	－	2,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	4,450	8,450	△ 4,000	△ 47.3
	公債費	129,421	130,585	△ 1,164	△ 0.9
	維持補修費	12,198	11,601	597	5.1
	投資的経費	124,070	127,806	△ 3,736	△ 2.9
	直轄・補助	69,353	74,652	△ 5,299	△ 7.1
	単独	54,717	53,154	1,563	2.9
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等最適化事業費	2,000	1,000	1,000	100.0
	公営企業繰出金	25,290	25,660	△ 370	△ 1.4
	企業債償還費普通会計負担分	15,905	16,247	△ 342	△ 2.1
	その他	9,385	9,413	△ 28	△ 0.3
	不交付団体水準超経費	14,500	13,800	700	5.1
	計	876,702	877,675	△ 973	△ 0.1
	地方一般歳出	716,876	717,043	△ 167	△ 0.0

２　東京都市町村決算規模の推移等

東京都市町村決算規模の推移

（単位：千円、％）

年度	歳　入	伸　率	歳　出	伸　率	年度	歳　入	伸　率	歳　出	伸　率
昭和２２	399,458	－	237,900	－	５７	649,955,956	7.0	633,228,562	6.4
２３	1,005,932	151.8	911,079	283.0	５８	680,493,260	4.7	660,961,459	4.4
２４	1,588,254	57.9	1,485,485	63.0	５９	706,367,755	3.8	688,578,927	4.2
２５	2,340,959	47.4	2,199,488	48.1	６０	725,853,189	2.8	706,270,799	2.6
２６	2,666,695	13.9	2,607,213	18.5	６１	783,318,308	7.9	758,811,170	7.4
２７	3,119,565	17.0	3,085,808	18.4	６２	860,403,187	9.8	831,096,927	9.5
２８	4,229,434	35.6	4,033,877	30.7	６３	943,419,806	9.6	915,136,929	10.1
２９	4,683,942	10.7	4,734,112	17.4	平成元	1,052,131,733	11.5	1,023,930,480	11.9
３０	4,883,504	4.3	4,957,427	4.7	2	1,166,659,652	10.9	1,135,915,861	10.9
３１	5,478,216	12.2	5,253,600	6.0	3	1,213,031,210	4.0	1,186,017,510	4.4
３２	6,529,572	19.2	6,045,561	15.1	4	1,308,770,015	7.9	1,279,784,071	7.9
３３	7,715,424	18.2	7,177,120	18.7	5	1,321,966,414	1.0	1,293,873,008	1.1
３４	8,939,603	15.9	8,487,205	18.3	6	1,287,026,687	−2.6	1,256,549,566	−2.9
３５	11,002,202	23.1	10,361,093	22.1	7	1,317,867,328	2.4	1,289,754,858	2.6
３６	14,216,375	29.2	13,392,760	29.3	8	1,333,629,694	1.2	1,306,120,703	1.3
３７	18,401,375	29.4	17,279,335	29.0	9	1,331,533,391	−0.2	1,306,753,639	0.0
３８	22,570,277	22.7	21,475,635	24.3	１０	1,325,697,121	−0.4	1,285,906,479	−1.6
３９	28,585,520	26.7	27,398,556	27.6	１１	1,351,322,366	1.9	1,324,684,695	3.0
４０	35,395,309	23.8	33,600,188	22.6	１２	1,290,452,473	−4.5	1,258,366,335	−5.0
４１	43,775,543	23.7	42,232,783	25.7	１３	1,304,202,796	1.1	1,269,844,481	0.9
４２	51,782,172	18.3	49,690,789	17.7	１４	1,286,203,385	−1.4	1,261,569,738	−0.7
４３	62,535,841	20.8	59,519,082	19.8	１５	1,267,707,391	−1.4	1,240,437,077	−1.7
４４	82,755,799	32.3	78,157,847	31.3	１６	1,281,965,092	1.1	1,252,358,087	1.0
４５	106,244,187	28.4	101,825,392	30.3	１７	1,285,902,300	0.3	1,254,251,198	0.2
４６	140,006,897	31.8	136,082,392	33.6	１８	1,316,343,961	2.4	1,279,578,945	2.0
４７	172,793,365	23.4	167,535,463	23.1	１９	1,347,001,552	2.3	1,313,542,819	2.7
４８	233,889,079	35.4	226,335,866	35.1	２０	1,402,252,037	4.1	1,317,801,510	0.3
４９	307,000,896	31.3	300,429,502	32.7	２１	1,476,385,341	5.3	1,430,863,385	8.6
５０	337,553,068	10.0	330,548,239	10.0	２２	1,509,336,246	2.2	1,470,364,581	2.8
５１	365,830,279	8.4	356,430,761	7.8	２３	1,509,841,674	0.03	1,465,147,905	−0.4
５２	412,913,918	12.9	404,418,117	13.5	２４	1,508,328,836	−0.1	1,464,870,331	−0.02
５３	471,465,515	14.2	460,008,046	13.7	２５	1,520,500,716	0.8	1,469,265,616	0.3
５４	509,051,705	8.0	494,901,192	7.6	２６	1,575,847,694	3.6	1,528,697,708	4.0
５５	555,604,112	9.1	542,858,527	9.7	２７	1,624,112,618	3.1	1,567,662,706	2.5
５６	607,155,110	9.3	594,969,512	9.6	２８	1,632,104,181	0.5	1,584,526,724	1.1

平成28年度　市町村普通会計決算

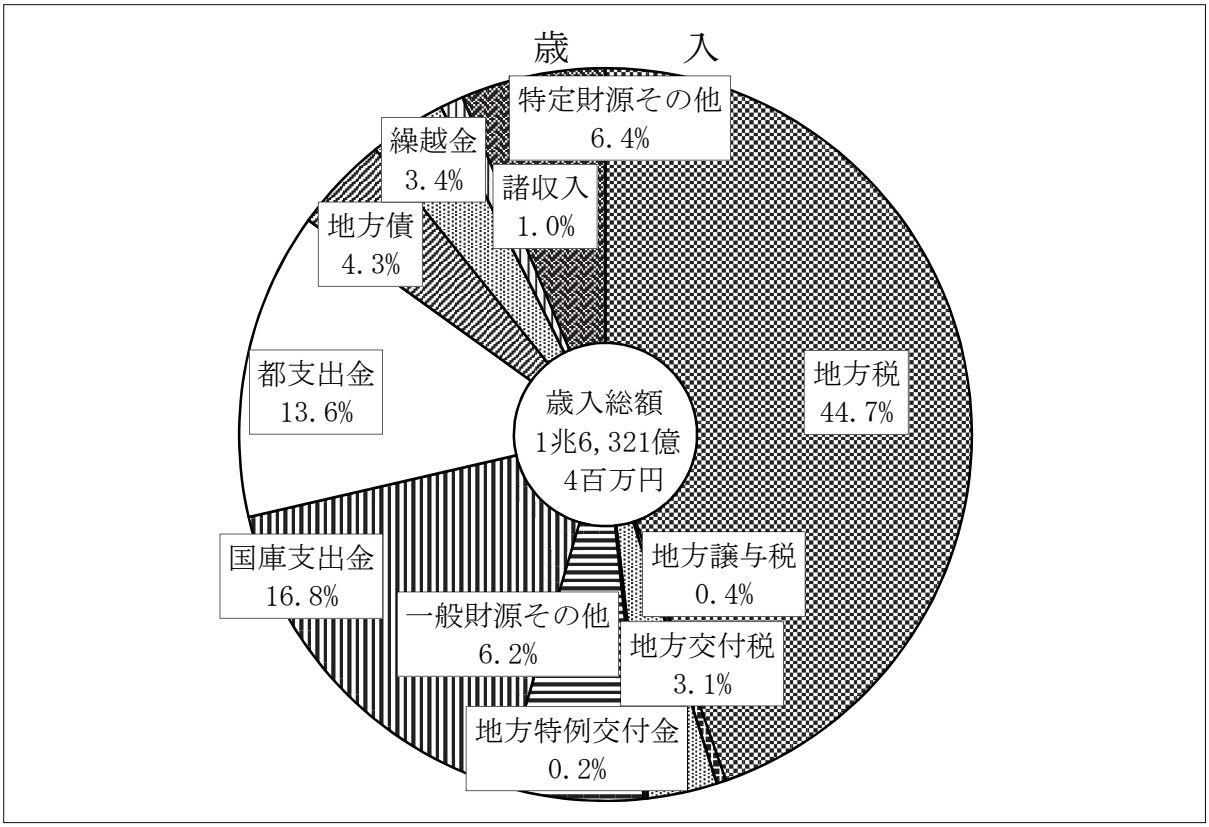

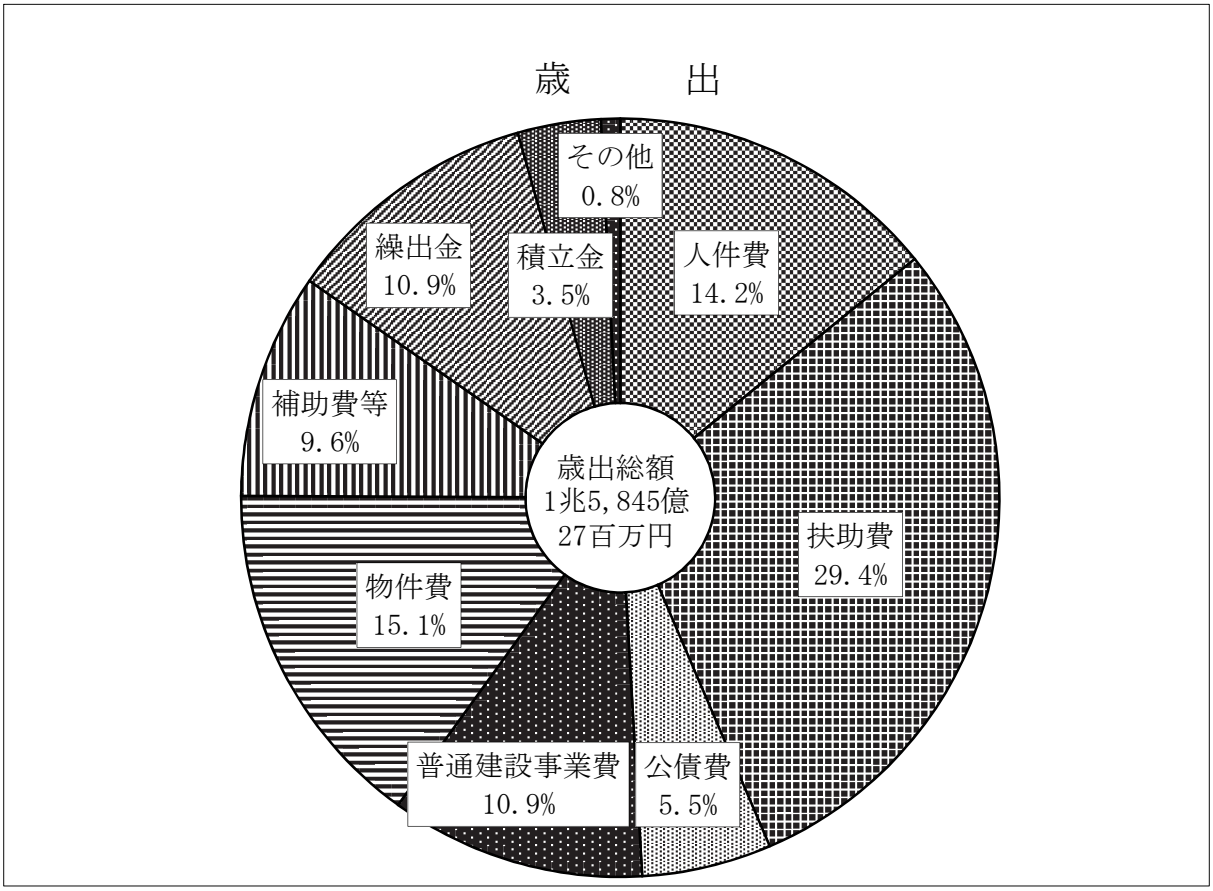

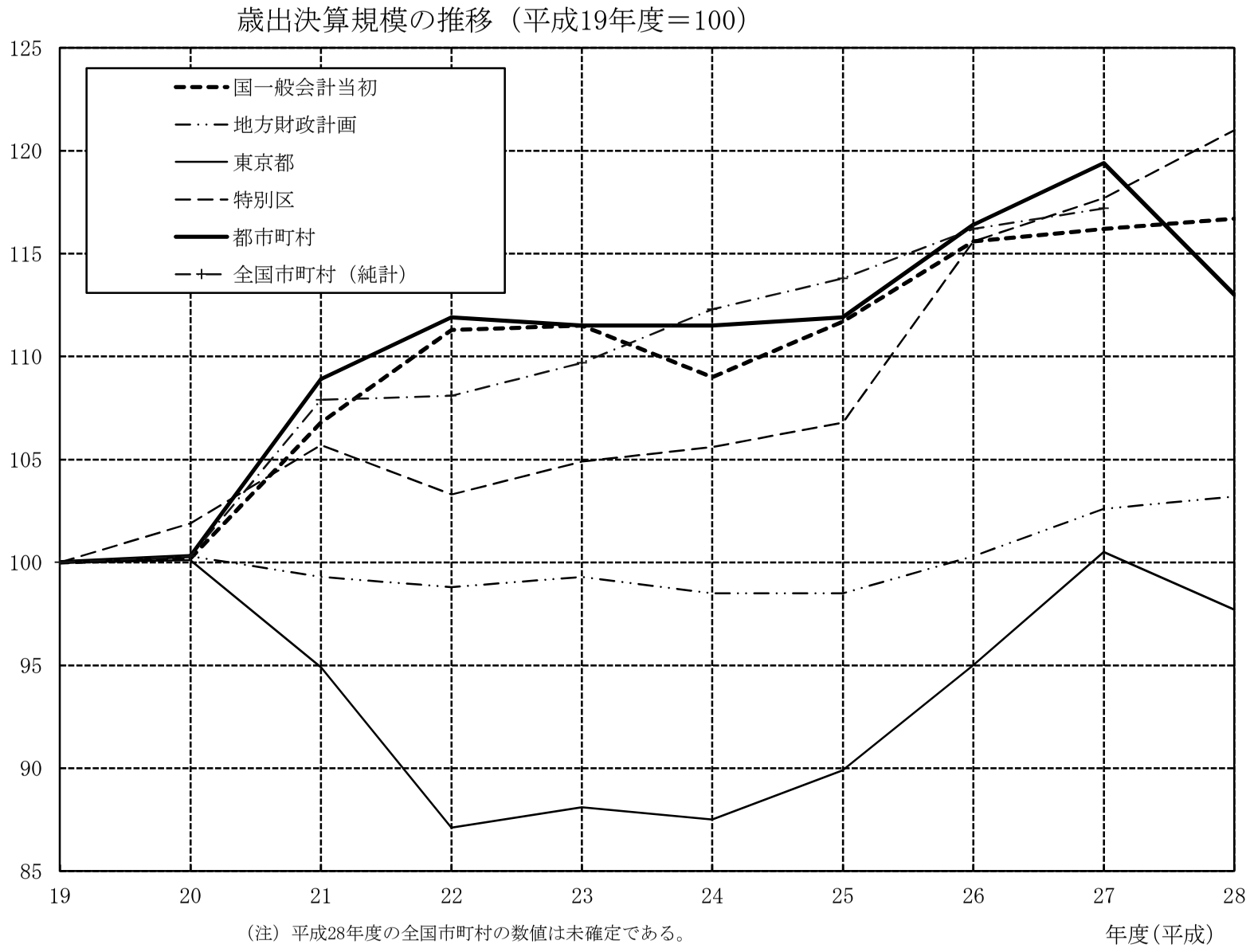

（注）平成28年度の全国市町村の数値は未確定である。

歳入項目別構成比の推移

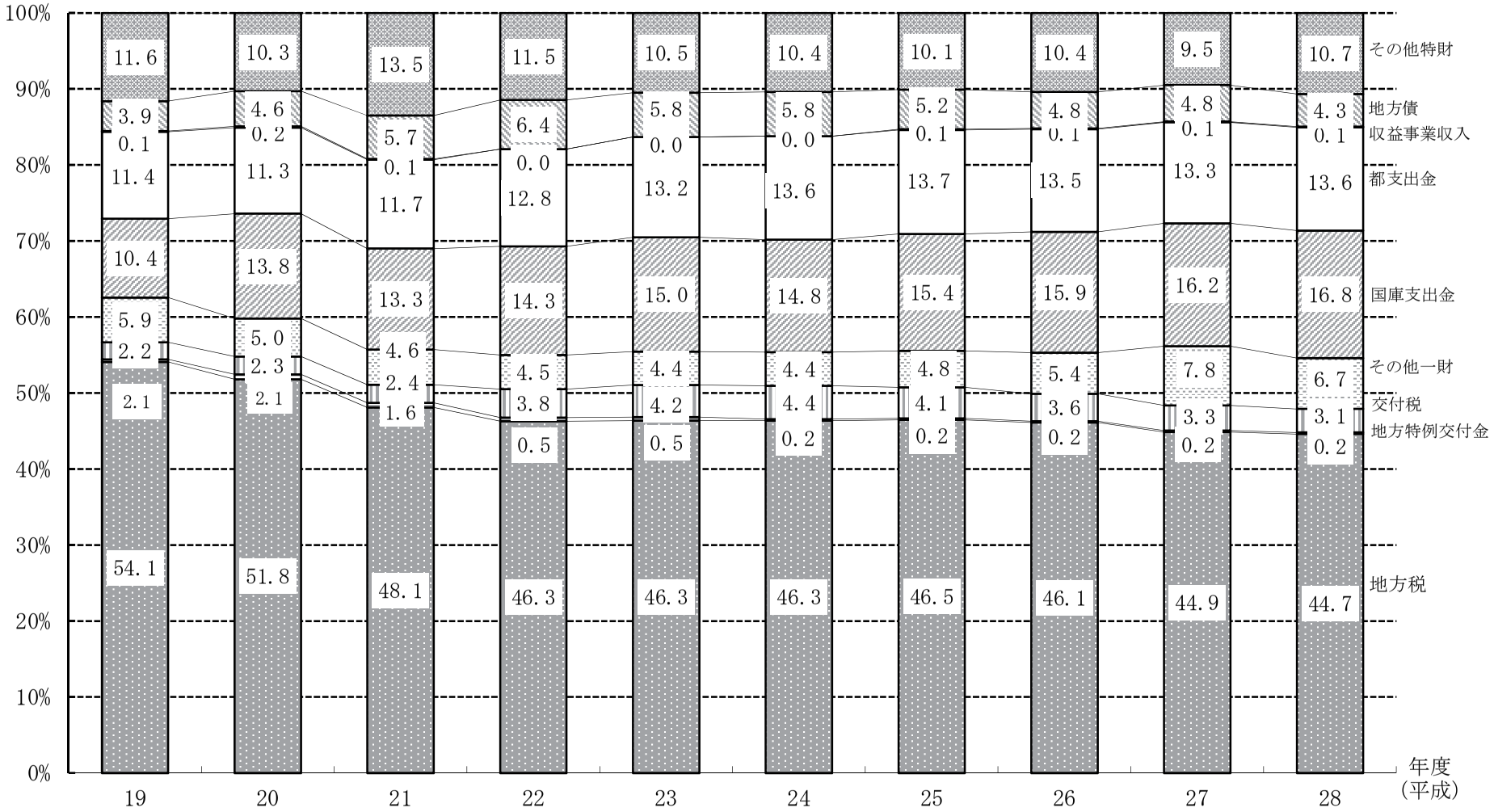

性質別歳出構成比の推移

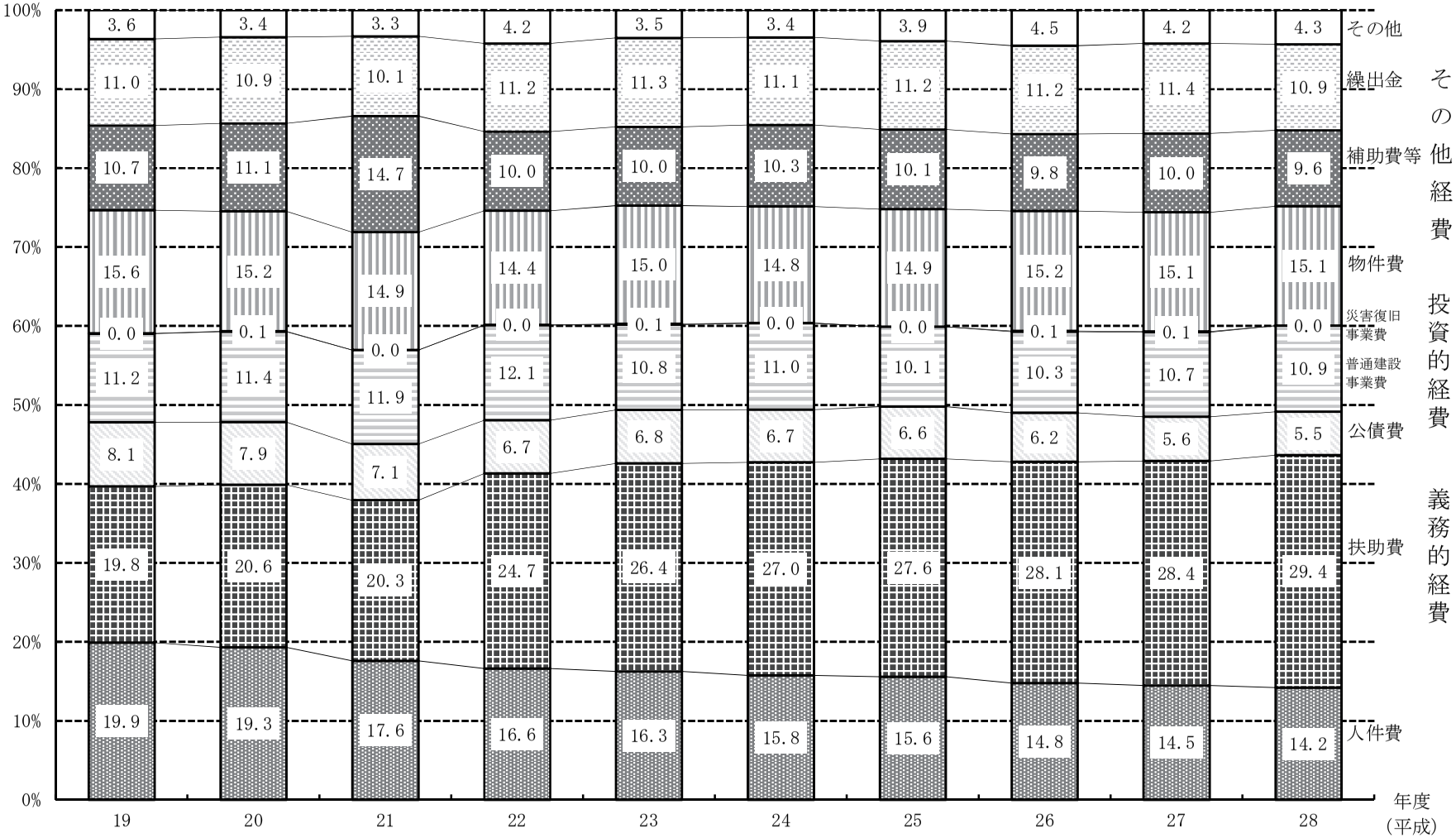

目的別歳出構成比の推移

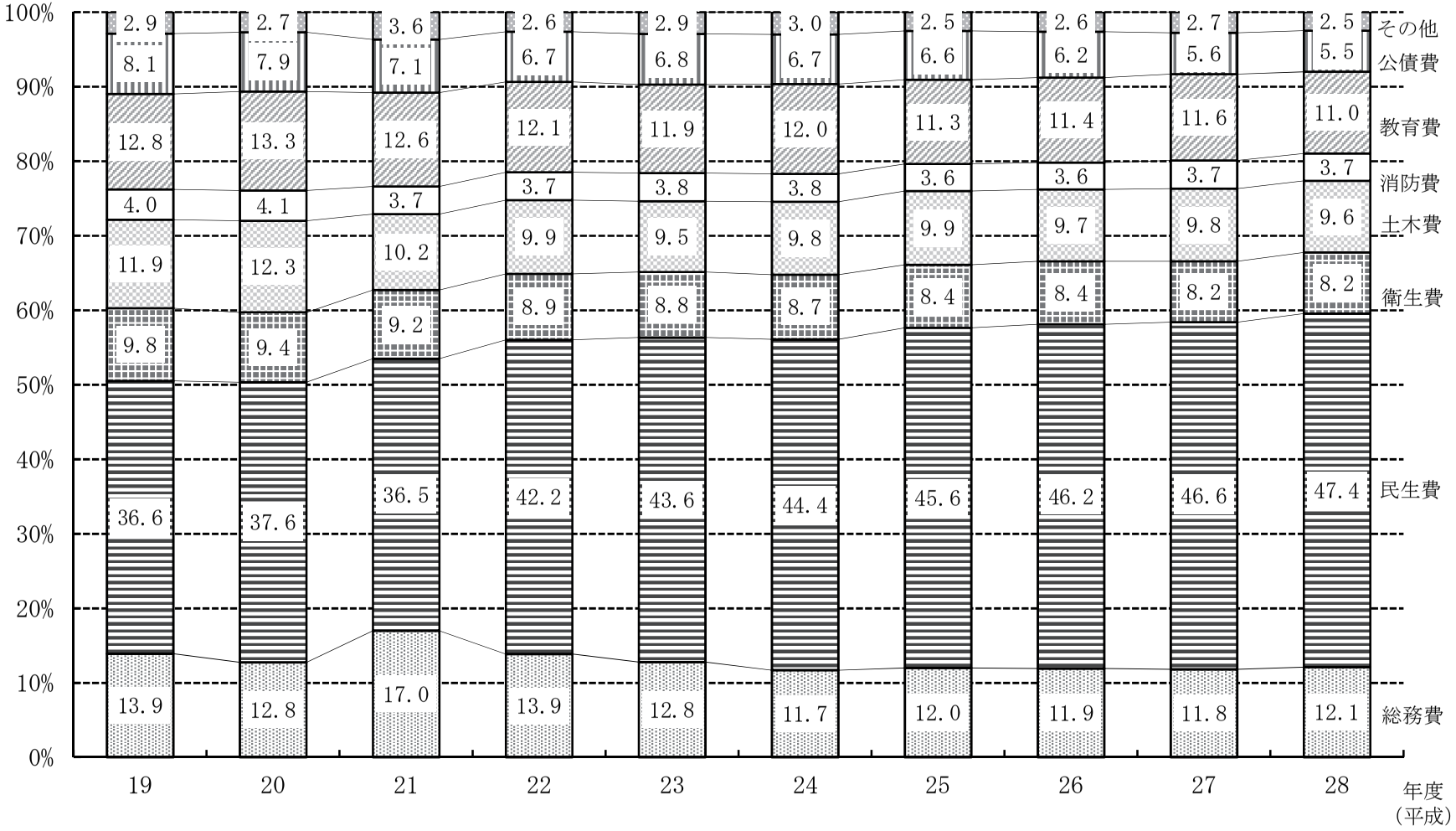

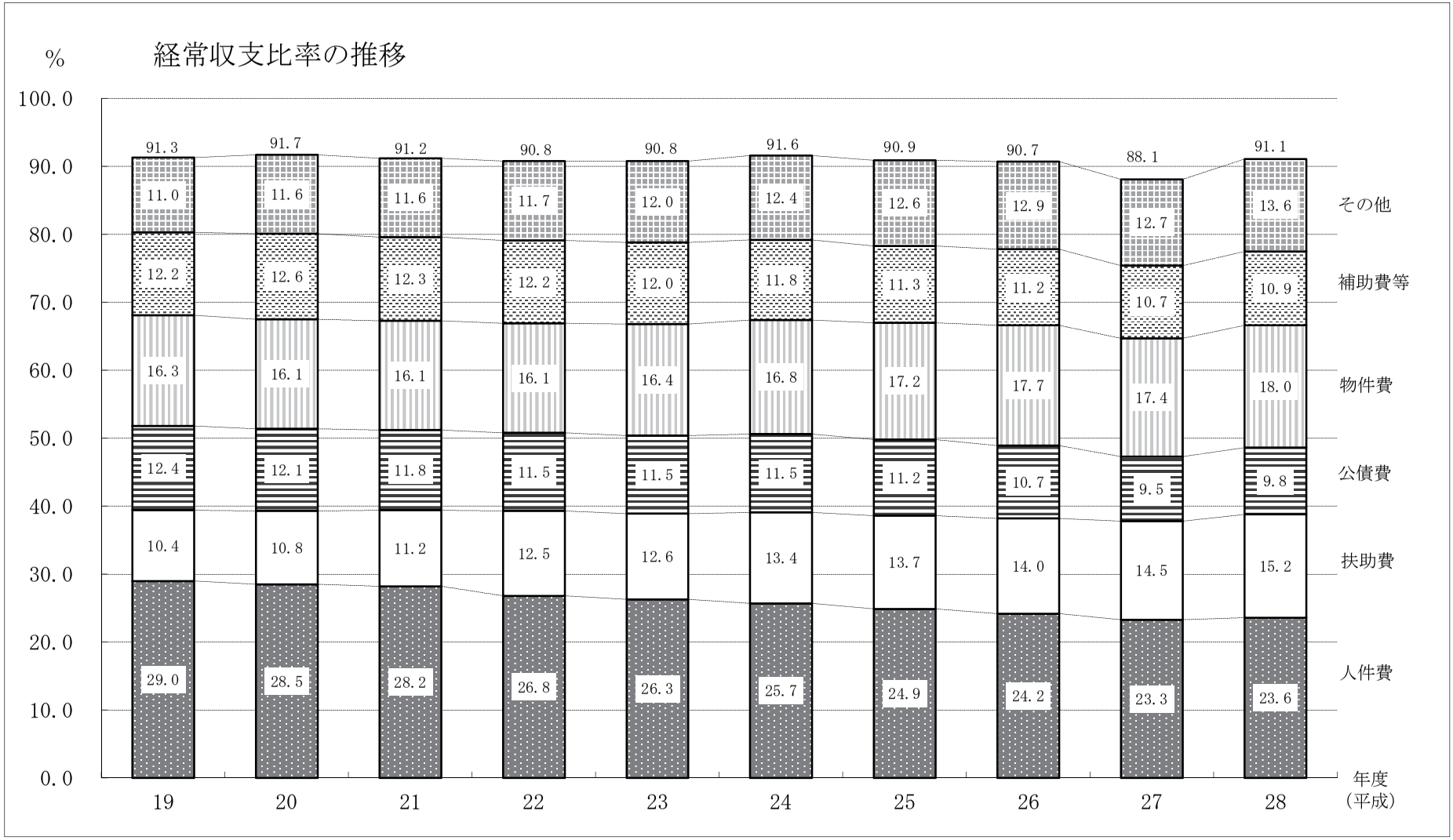

※平成13年度から平成18年度までは、減税補填債及び臨時財政対策債を分母に加えた率、
平成19年度以降は、減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債を分母に加えた率である。

平成28年度　経常収支比率　【　市　】

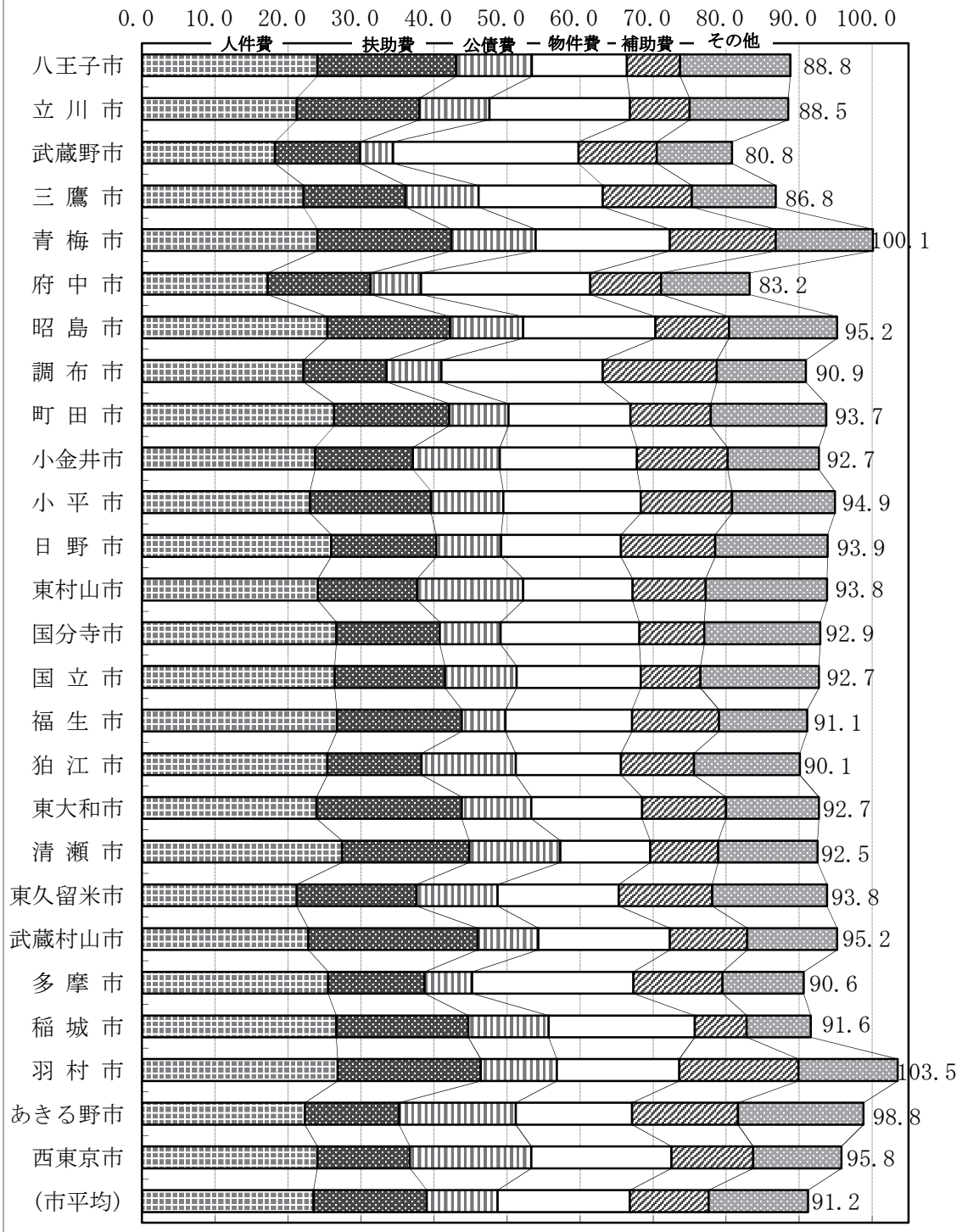

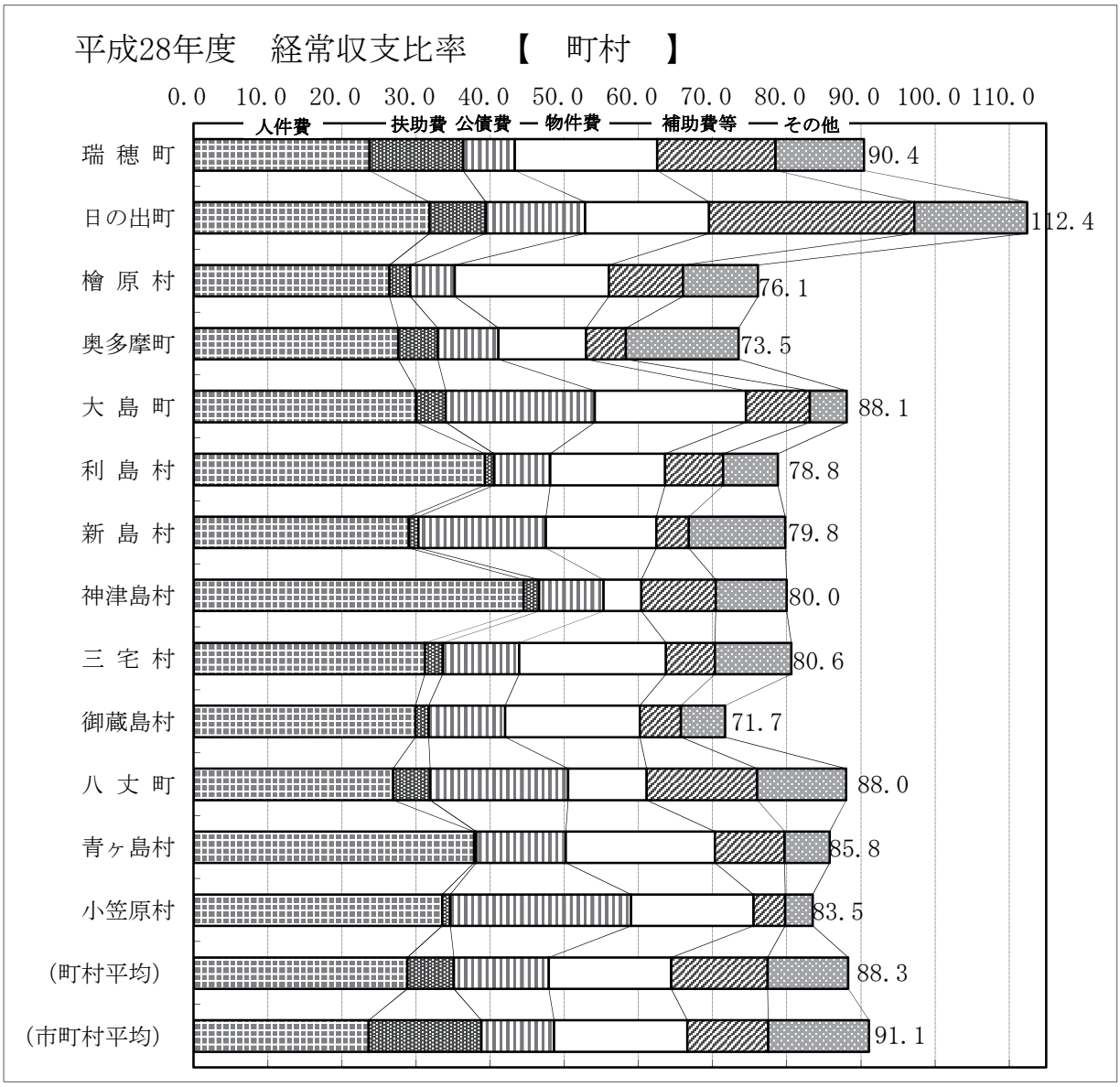
平成28年度　経常収支比率　【　町村　】
0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0 90.0 100.0 110.0
人件費
扶助費
公債費
物件費
補助費等
その他
瑞 穂 町
90.4
日の出町
112.4
檜 原 村
76.1
奥多摩町
73.5
大 島 町
88.1
利 島 村
78.8
新 島 村
79.8
神津島村
80.0
三 宅 村
80.6
御蔵島村
71.7
八 丈 町
88.0
青ヶ島村
85.8
小笠原村
83.5
(町村平均)
88.3
(市町村平均)
91.1

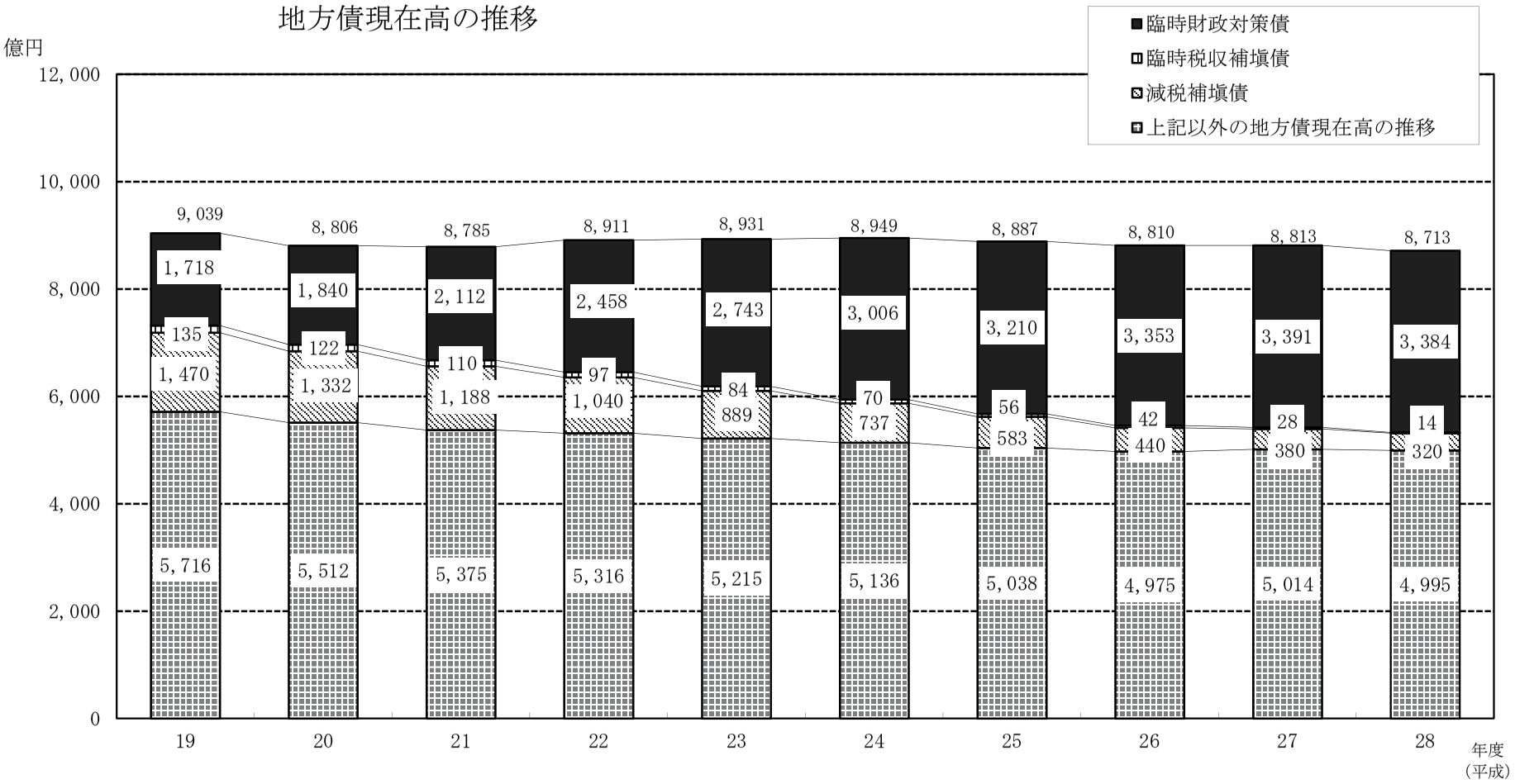

注： 現在高は、特定資金公共事業債(NTT債)分を除いた数値である。

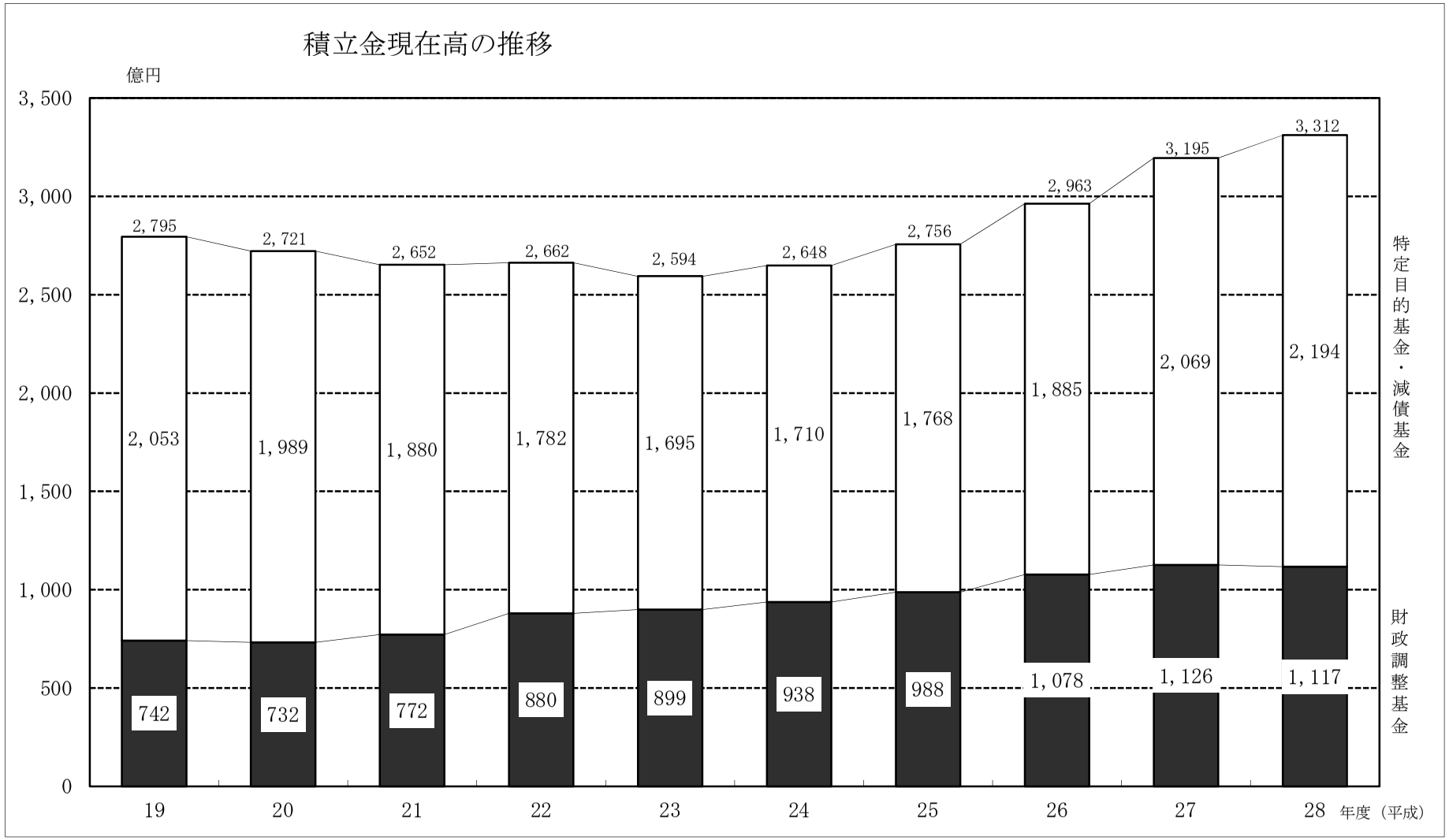
積立金現在高の推移
億円
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
2,795
2,721
2,652
2,662
2,594
2,648
2,756
2,963
3,195
3,312
2,053
1,989
1,880
1,782
1,695
1,710
1,768
1,885
2,069
2,194
742
732
772
880
899
938
988
1,078
1,126
1,117
特定目的基金・減債基金
財政調整基金
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
年度（平成）

平成29年9月1日
総　　務　　局

平成28年度　東京都市町村普通会計決算の概要

1　総括

○　平成28年度の東京都市町村（26市5町8村）の決算規模は、前年度に比べて歳入は0．5％の増、歳出は1．1％の増となり（表1）、歳入、歳出ともに4年連続で増加となった。

○　決算収支では、実質収支が15．2％の減の425億38百万円となったものの（表1）、昭和53年度以降39年連続して全団体黒字となった。

○　財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、3．0ポイント増の91．1％となった（表2）。

○　将来にわたる財政負担は、地方債現在高が減少し、公共施設整備等を理由とした積立金現在高が増加したものの、債務負担行為翌年度以降支出予定額が増加したことにより、前年度に比べ3．9％増加し、9，493億10百万円となった（表3）。

○　市町村の平成28年度の財政状況は、地方消費税交付金や地方交付税などの一般財源が前年度に比べ減少し、経常収支比率が悪化するなど、財政構造が硬直化した状況が続いている。

○　今後、歳入面では、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要であり、歳出面では、扶助費の増加や老朽化した公共施設等の更新整備などに伴う負担増が見込まれる。

　このため、引き続き、財政基盤の強化や行財政改革に取り組むとともに、計画的で、一層効率的な財政運営を行うことが求められている。

（表1）決算規模及び収支

（単位：百万円、％）

区　　分	平成28年度	平成27年度	増（△）減額	増（△）減率
歳　入　総　額	1,632,104	1,624,113	7,992	0.5
歳　出　総　額	1,584,527	1,567,663	16,864	1.1
実　質　収　支	42,538	50,161	△ 7,623	△ 15.2

（表2）財政指標の状況

（単位：％）

区　　分	平成28年度	平成27年度	対前年度比較
実質収支比率	5.0	5.9	△ 0.9
経常収支比率	91.1	88.1	3.0

（注）各比率は、全市町村の加重平均である。

（表3）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、％）

区　　分	平成28年度	平成27年度	増（△）減額	増（△）減率
地方債現在高　A	871,313	881,281	△ 9,969	△ 1.1
債務負担行為翌年度以降支出予定額　B	409,156	351,616	57,539	16.4
積立金現在高　C	331,159	319,453	11,705	3.7
将来にわたる財政負担 A ＋ B － C	949,310	913,445	35,865	3.9
対標準財政規模比	110.5	107.7		

※　本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。
※　各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。
※　各表の「増(△)減額」「増(△)減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

【問合せ先】　総務局行政部市町村課
【電話】　　直通：03-5388-2432

2 決算規模及び収支

（1） 決算規模

○ 東京都市町村の平成28年度普通会計決算は、歳入総額1兆6，321億4百万円、歳出総額1兆5，845億27百万円となった。

○ 決算規模は、前年度に比べて歳入で0．5％の増、歳出で1．1％の増となり、歳入、歳出ともに4年連続で増加となった。

（2） 収支

○ 形式収支は475億77百万円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、425億38百万円の黒字となった。

○ 実質単年度収支は、93億71百万円の赤字に転じ、前年度に比べて218億96百万円の減となった。

（表4）決算規模及び収支

（単位：百万円、％）

区分		平成28年度	平成27年度	増（△）減額	増（△）減率
歳入総額	A	1,632,104	1,624,113	7,992	0.5
歳出総額	B	1,584,527	1,567,663	16,864	1.1
形式収支	A−B=C	47,577	56,450	△ 8,872	△ 15.7
翌年度に繰り越すべき財源	D	5,040	6,289	△ 1,249	△ 19.9
実質収支	C−D=E	42,538	50,161	△ 7,623	△ 15.2
単年度収支（実質収支－前年度実質収支）	F	△ 7,623	7,904	△ 15,527	△ 196.4
積立金	G	19,371	18,737	634	3.4
繰上償還金	H	228	473	△ 245	△ 51.8
積立金取崩し額	I	21,348	14,590	6,758	46.3
実質単年度収支	F+G+H−I	△ 9,371	12,524	△ 21,896	△ 174.8

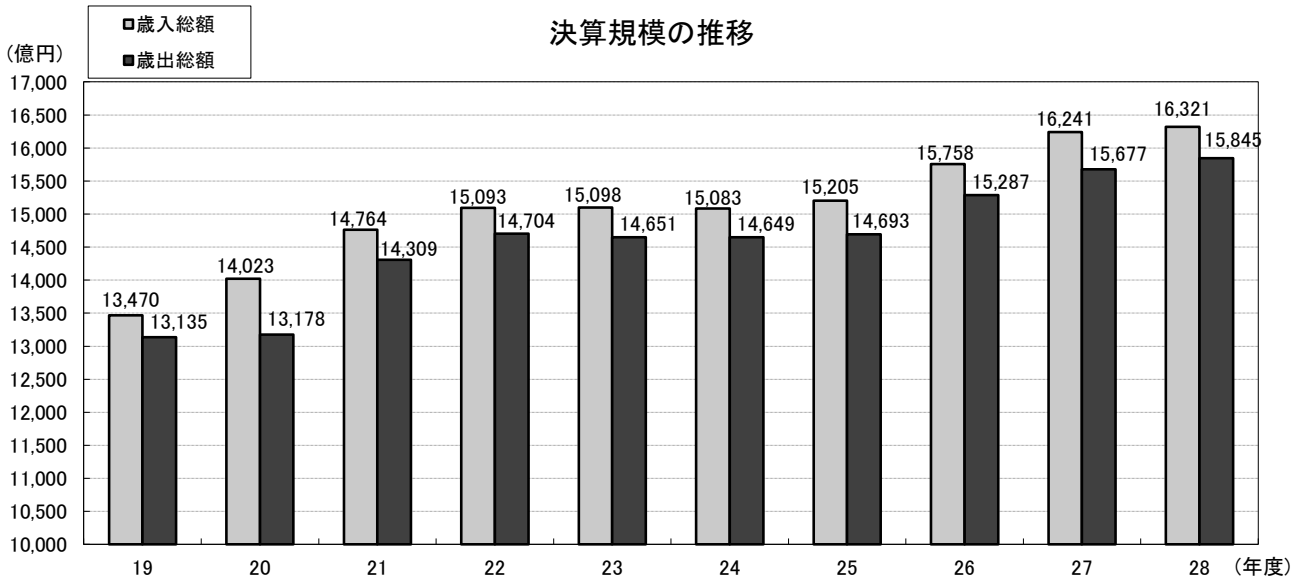

3 歳入の状況

（1） 一般財源は、2．3％の減となった。

○ 地方税は、0．04％の増となり、4年連続で増となった。このうち、地方税の約5割を占める市町村民税は、納税義務者数の増加などにより、個人住民税所得割が1．5％の増となったものの、法人税率引き下げの影響などにより、法人住民税法人税割が20．2％の減となり、全体では1．2％の減となった。

○ 地方交付税は、普通交付税が6．6％の減、特別交付税が2．9％の減、震災復興特別交付税が14．8％の増となり、全体では6．1％の減となった。なお、平成28年度の普通交付税交付団体数は、国立市が不交付団体になったため、前年度より1団体減少し、28団体となった。

（2） 特定財源は、4．1％の増となった。

○ 国庫支出金は、児童保護費等負担金や普通建設事業費支出金、障害者自立支援給付費等負担金の増などにより、4．4％の増となった。

○ 都支出金は、普通建設事業費支出金や児童保護費等負担金の増などにより、2．9％の増となった。

○ 地方債は、臨時財政対策債や一般単独事業債の減などにより、11．2％の減となった。

（表5）歳入内訳

（単位：百万円、％）

区　　分	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増（△）減額	増（△）減率
歳入総額	1,632,104	100.0	1,624,113	100.0	7,992	0.5
一般財源	890,499	54.6	911,432	56.1	△ 20,932	△ 2.3
地方税	729,068	44.7	728,802	44.9	266	0.04
うち市町村民税	355,015	21.8	359,366	22.1	△ 4,350	△ 1.2
うち固定資産税	288,577	17.7	284,466	17.5	4,111	1.4
地方譲与税	6,876	0.4	6,890	0.4	△ 14	△ 0.2
各種交付金	101,753	6.2	119,753	7.4	△ 18,000	△ 15.0
地方特例交付金	2,851	0.2	2,769	0.2	82	3.0
地方交付税	49,951	3.1	53,218	3.3	△ 3,267	△ 6.1
特定財源	741,605	45.4	712,681	43.9	28,924	4.1
国庫支出金	274,522	16.8	262,916	16.2	11,606	4.4
都支出金	221,393	13.6	215,249	13.3	6,144	2.9
地方債	69,498	4.3	78,239	4.8	△ 8,741	△ 11.2
繰越金	55,349	3.4	46,548	2.9	8,801	18.9
その他	120,842	7.4	109,729	6.8	11,113	10.1

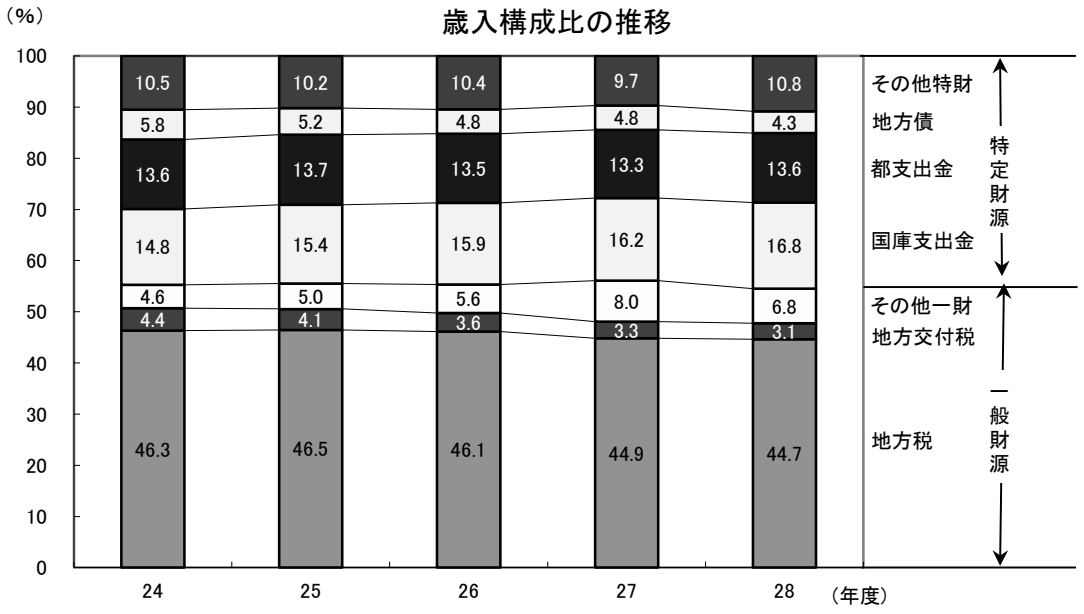

4 歳出の状況(性質別)

(1) 義務的経費は2．2%の増となった。歳出全体に占める割合は、0．6ポイント増の49．1%となった。

○ 人件費は、委員等報酬が2．7%の減となったことなどにより、1．4%の減となった。

○ 扶助費は、障害者自立支援給付費や保育所運営費の増などにより、4．4%の増となった。

(2) 投資的経費は2．0%の増となった。歳出全体に占める割合は、0．1ポイント増の10．9%となった。

○ 普通建設事業費は、施設整備等の増などにより、2．4%の増となった。

(3)その他の経費は0．5%の減となった。歳出全体に占める割合は、0．6ポイント減の40．0%となった。

○ 補助費等は、プレミアム付商品券発行事業に係る経費の減などにより、2．6%の減となった。

○ 積立金は、財政調整基金積立額や特定目的金積立額が増となったことなどにより、4．3%の増となった。

○ 繰出金は、国民健康保険事業会計や公営企業会計への繰出金の減などにより、2．6%の減となった。

(表6)歳出内訳(性質別)

(単位:百万円、%)

区　　分	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増(△)減額	増(△)減率
歳出総額	1,584,527	100.0	1,567,663	100.0	16,864	1.1
義務的経費	777,679	49.1	760,796	48.5	16,882	2.2
人件費	224,356	14.2	227,475	14.5	△ 3,119	△ 1.4
うち職員給	144,486	9.1	144,404	9.2	82	0.1
うち退職金	16,025	1.0	17,925	1.1	△ 1,900	△ 10.6
扶助費	465,653	29.4	445,901	28.4	19,752	4.4
公債費	87,670	5.5	87,420	5.6	250	0.3
投資的経費	173,357	10.9	169,999	10.8	3,358	2.0
うち普通建設事業費	172,575	10.9	168,497	10.7	4,079	2.4
うち補助事業費	53,489	3.4	56,239	3.6	△ 2,750	△ 4.9
うち単独事業費	118,417	7.5	111,525	7.1	6,892	6.2
その他経費	633,491	40.0	636,867	40.6	△ 3,377	△ 0.5
物件費	239,292	15.1	236,150	15.1	3,142	1.3
補助費等	152,470	9.6	156,563	10.0	△ 4,093	△ 2.6
積立金	56,054	3.5	53,739	3.4	2,315	4.3
繰出金	173,504	10.9	178,045	11.4	△ 4,541	△ 2.6
その他	12,171	0.8	12,371	0.8	△ 200	△ 1.6

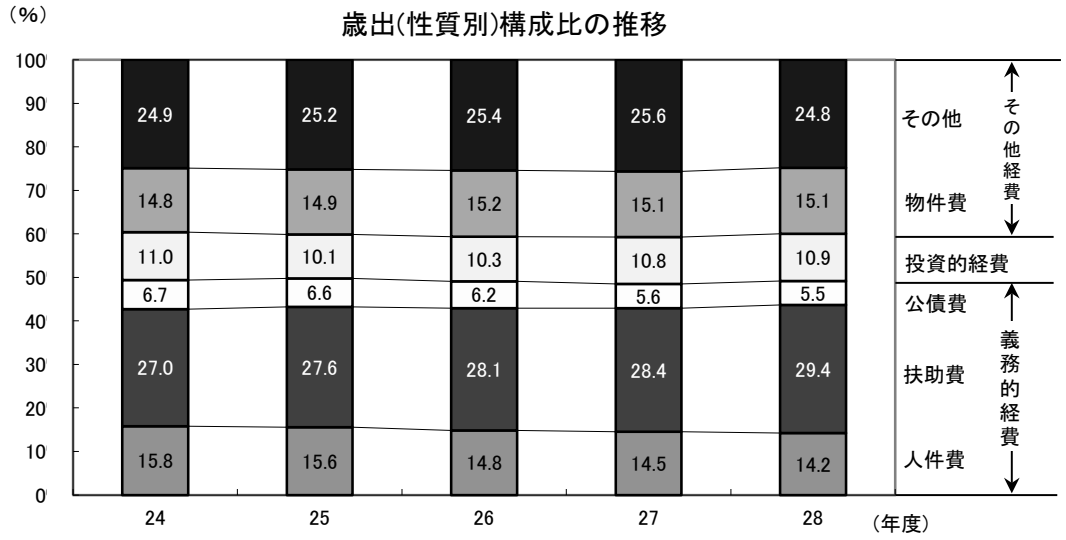

５ 歳出の状況(目的別)

東京都市町村における目的別歳出の大きなものは、民生費、総務費、教育費、土木費、衛生費の順となっており、この5項目で全体の約88％を占めている。その主な特徴は、次のとおりである。

（1） 民生費は、児童福祉費や老人福祉費の増などにより、3．0％の増となった。

（2） 総務費は、選挙に係る経費や基金への積立金の増などにより、3．5％の増となった。

（3） 教育費は、小中学校施設整備に係る経費の減などにより、4．4％の減となった。

（4） 土木費は、市街地再開発事業に係る経費の減などにより、0．4％の減となった。

（5） 衛生費は、保健衛生関連経費の増などにより、1．4％の増となった。

（表7）歳出内訳(目的別)

（単位:百万円、％）

区　　分	平成28年度		平成27年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増(△)減額	増(△)減率
歳出総額	1,584,527	100.0	1,567,663	100.0	16,864	1.1
総務費	191,923	12.1	185,402	11.8	6,521	3.5
民生費	751,698	47.4	729,925	46.6	21,772	3.0
衛生費	130,249	8.2	128,499	8.2	1,749	1.4
労働費	6,850	0.4	6,825	0.4	25	0.4
農林水産業費	7,062	0.4	7,050	0.4	12	0.2
商工費	11,739	0.7	15,069	1.0	△ 3,331	△ 22.1
土木費	152,329	9.6	152,925	9.8	△ 596	△ 0.4
消防費	57,950	3.7	58,749	3.7	△ 799	△ 1.4
教育費	173,655	11.0	181,726	11.6	△ 8,071	△ 4.4
公債費	87,670	5.5	87,420	5.6	250	0.3
その他	13,404	0.8	14,073	0.9	△ 669	△ 4.8

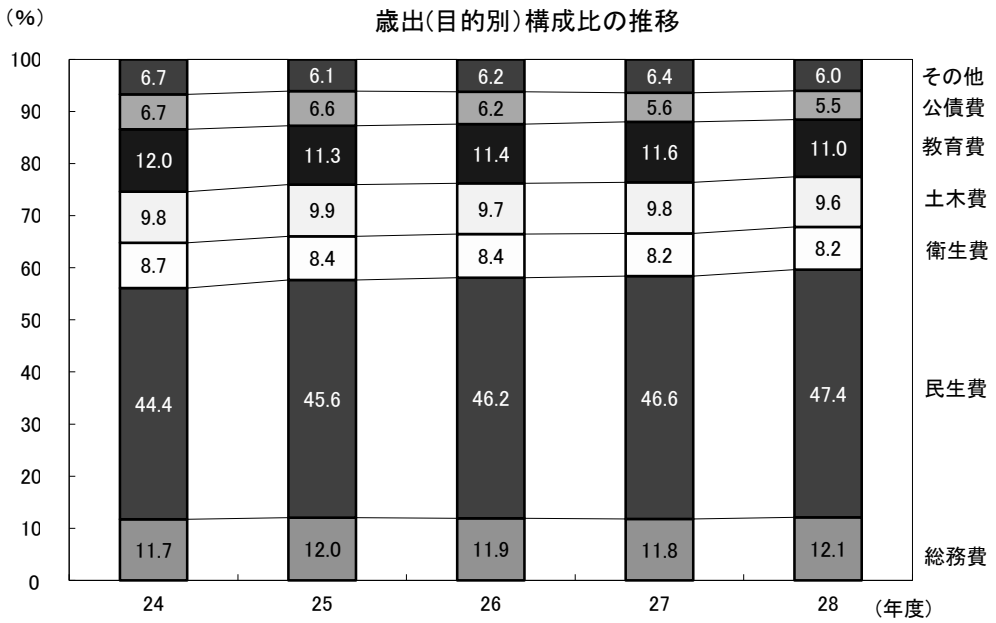

６ 財政指標

（１） 実質収支比率

○ 実質収支の減に伴い、前年度を０．９ポイント下回る５．０％となった。

（２） 経常収支比率

○ 前年度を３．０ポイント上回る９１．１％となった。

○ これは、分子が扶助費の増などにより０．６％の増となった一方で、分母が地方消費税交付金の減などにより２．７％の減となったことによるものである。

○ なお、臨時財政対策債及び減収補塡債（特例分）を分母から除いた率で比較すると、前年度を２．８ポイント上回る９３．４％となっている。

（表８）財政指標の推移

（単位：％）

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実質収支比率	(5.3) 5.0	(6.3) 5.9	(5.4) 5.1	(6.1) 5.9	(5.1) 5.0
経常収支比率	(96.3) 91.6	(95.0) 90.9	(94.2) 90.7	(90.6) 88.1	(93.4) 91.1

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。実質収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率、経常収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債及び減収補塡債(特例分)を分母から除いた率である。

○実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

○経常収支比率

義務的経費等の経常経費に占める地方税等の経常一般財源等の割合を指標化し、財政構造の弾力性を示すもの

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等＋減収補塡債（特例分）＋臨時財政対策債}} \times 100(\%)$$

経常収支比率の推移

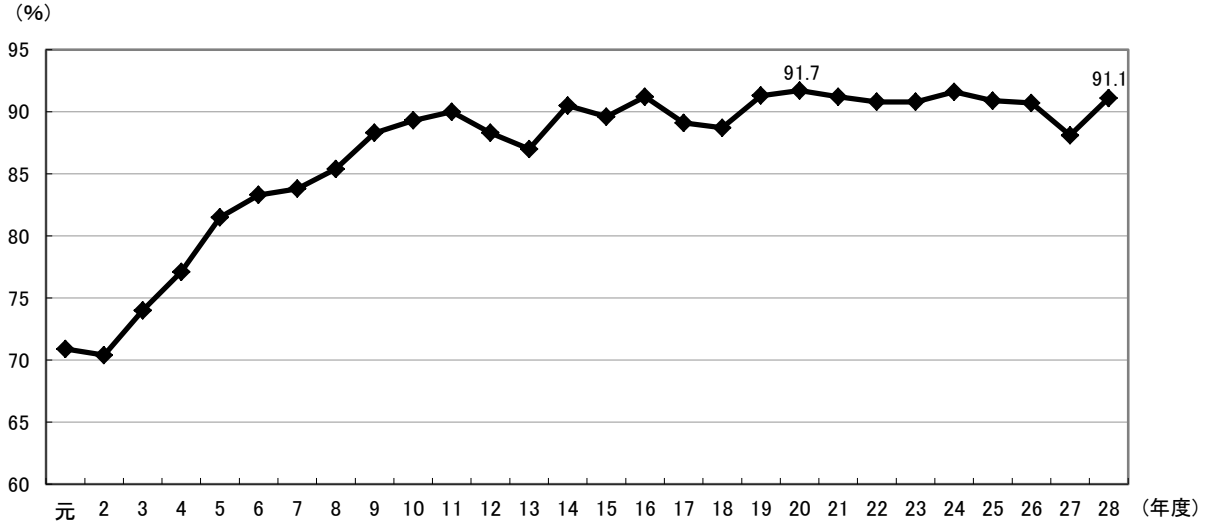

7 将来にわたる財政負担

（1） 地方債現在高

○ 臨時財政対策債や一般単独事業債の減などにより、前年度に比べ1．1％の減となった。

（2） 債務負担行為翌年度以降支出予定額

○ 施設整備等に係る支出予定額の増などにより、16．4％の増となった。

（3） 積立金現在高

○ 財政調整基金が0．8％の減となったものの、その他特定目的基金が6．2％の増となったことにより、3．7％の増となった。

（4） 将来にわたる財政負担

○ 地方債現在高が減少し、積立金現在高が増加したたものの、債務負担行為翌年度以降支出予定額が増加した結果、将来にわたる財政負担（地方債現在高＋債務負担行為翌年度以降支出予定額－積立金現在高）は、前年度に比べ3．9％の増となった。

（表9）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、％）

区　　分	平成28年度	平成27年度	増（△）減額	増（△）減率
地方債現在高　A	871,313	881,281	△ 9,969	△ 1.1
債務負担行為翌年度以降支出予定額　B	409,156	351,616	57,539	16.4
積立金現在高　C	331,159	319,453	11,705	3.7
財政調整基金	111,720	112,596	△ 876	△ 0.8
減債基金	4,671	4,538	133	2.9
その他特定目的基金	214,768	202,319	12,449	6.2
将来にわたる財政負担　A ＋ B － C	949,310	913,445	35,865	3.9
標準財政規模　D	858,866	848,393	10,472	1.2
（A＋B－C）／D × 100	110.5	107.7		

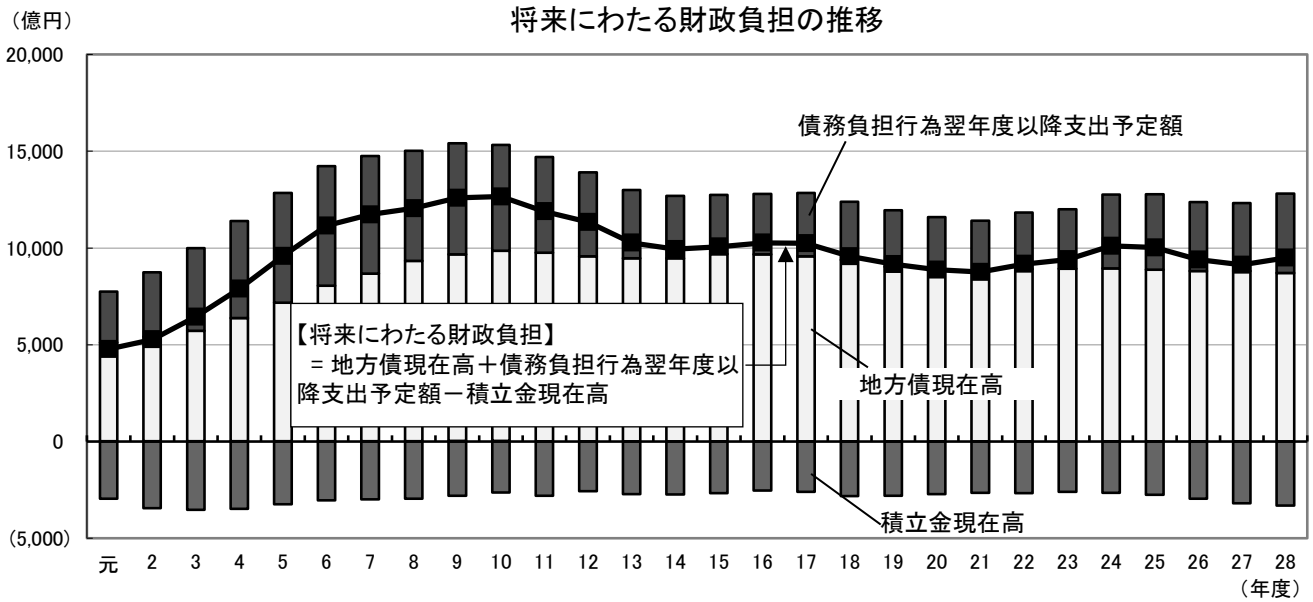

（表10）各団体別決算収支

（単位：千円、％）

市町村名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A−B=C	翌年度に繰り越すべき財源 D	実質収支 C−D=E	実質収支比率 ※（）は、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率		経常収支比率 ※（）は、臨時財政対策債・減収補塡債（特例分）を分母から除いた率		市町村名
八王子市	195,932,846	193,944,232	1,988,614	11,936	1,976,678	1.8	(1.9)	88.8	(93.2)	八王子市
立川市	78,160,310	73,814,658	4,345,652	875,586	3,470,066	8.4	(8.4)	88.5	(88.5)	立川市
武蔵野市	70,917,979	68,486,113	2,431,866	134,138	2,297,728	5.5	(5.5)	80.8	(80.8)	武蔵野市
三鷹市	69,938,622	68,653,953	1,284,669	166,448	1,118,221	2.8	(2.8)	86.8	(86.8)	三鷹市
青梅市	49,994,131	49,127,546	866,585	71,895	794,690	3.0	(3.2)	100.1	(107.3)	青梅市
府中市	109,896,989	106,980,011	2,916,978	132,714	2,784,264	5.0	(5.0)	83.2	(83.2)	府中市
昭島市	43,841,958	42,505,442	1,336,516	247,904	1,088,612	5.1	(5.2)	95.2	(96.5)	昭島市
調布市	89,753,737	85,795,274	3,958,463	624,689	3,333,774	6.8	(6.8)	90.9	(90.9)	調布市
町田市	144,519,334	139,899,675	4,619,659	260,323	4,359,336	5.6	(5.7)	93.7	(95.1)	町田市
小金井市	42,321,264	40,218,989	2,102,275	103,592	1,998,683	8.8	(8.8)	92.7	(92.7)	小金井市
小平市	63,172,051	61,529,066	1,642,985	677	1,642,308	4.8	(4.9)	94.9	(96.8)	小平市
日野市	68,796,815	66,281,575	2,515,240	210,370	2,304,870	6.7	(6.8)	93.9	(95.6)	日野市
東村山市	54,382,759	52,874,825	1,507,934	190,839	1,317,095	4.6	(4.9)	93.8	(100.5)	東村山市
国分寺市	48,036,341	46,817,189	1,219,152	357,881	861,271	3.6	(3.6)	92.9	(92.9)	国分寺市
国立市	30,038,366	29,276,803	761,563	191,881	569,682	3.6	(3.6)	92.7	(92.7)	国立市
福生市	26,689,464	25,576,518	1,112,946	860	1,112,086	9.6	(10.3)	91.1	(91.1)	福生市
狛江市	28,044,199	26,792,968	1,251,231	45,135	1,206,096	7.9	(8.4)	90.1	(93.8)	狛江市
東大和市	34,697,816	33,100,214	1,597,602	103,069	1,494,533	9.0	(9.6)	92.7	(98.7)	東大和市
清瀬市	29,883,228	28,838,518	1,044,710	68,456	976,254	6.5	(6.9)	92.5	(98.5)	清瀬市
東久留米市	39,951,359	39,166,722	784,637	223,520	561,117	2.5	(2.7)	93.8	(99.8)	東久留米市
武蔵村山市	28,392,470	27,751,755	640,715	19,533	621,182	4.6	(4.8)	95.2	(101.2)	武蔵村山市
多摩市	54,800,263	52,711,296	2,088,967	199,911	1,889,056	6.2	(6.2)	90.6	(90.6)	多摩市
稲城市	34,537,388	33,886,137	651,251	85,309	565,942	3.3	(3.4)	91.6	(94.8)	稲城市
羽村市	23,877,112	23,272,370	604,742	147,503	457,239	4.0	(4.0)	103.5	(103.5)	羽村市
あきる野市	29,681,405	29,275,851	405,554	0	405,554	2.5	(2.7)	98.8	(105.6)	あきる野市
西東京市	70,415,425	68,745,697	1,669,728	225,611	1,444,117	3.7	(3.9)	95.8	(101.6)	西東京市
瑞穂町	14,403,216	13,845,268	557,948	52,884	505,064	7.0	(7.0)	90.4	(90.4)	瑞穂町
日の出町	8,920,923	8,676,443	244,480	0	244,480	5.8	(6.2)	112.4	(120.3)	日の出町
檜原村	3,694,275	3,544,787	149,488	20,823	128,665	8.7	(9.1)	76.1	(79.1)	檜原村
奥多摩町	6,547,939	6,322,860	225,079	0	225,079	8.7	(9.1)	73.5	(77.2)	奥多摩町
大島町	10,171,548	10,141,633	29,915	0	29,915	0.9	(1.0)	88.1	(92.4)	大島町
利島村	1,248,726	1,233,921	14,805	0	14,805	4.2	(4.4)	78.8	(81.9)	利島村
新島村	3,890,694	3,699,094	191,600	1,581	190,019	11.0	(11.5)	79.8	(83.2)	新島村
神津島村	3,083,391	3,016,378	67,013	0	67,013	6.3	(6.5)	80.0	(83.4)	神津島村
三宅村	4,045,253	3,910,425	134,828	0	134,828	8.4	(8.8)	80.6	(84.2)	三宅村
御蔵島村	2,235,823	1,961,323	274,500	229,108	45,392	11.0	(11.4)	71.7	(74.4)	御蔵島村
八丈町	7,461,643	7,338,951	122,692	33,799	88,893	2.5	(2.6)	88.0	(92.2)	八丈町
青ヶ島村	1,129,601	1,095,259	34,342	0	34,342	11.6	(12.0)	85.8	(85.8)	青ヶ島村
小笠原村	4,597,518	4,416,985	180,533	1,562	178,971	9.1	(9.5)	83.5	(87.0)	小笠原村
市計	1,560,673,631	1,515,323,397	45,350,234	4,699,780	40,650,454	4.9	(5.0)	91.2	(93.5)	市計
西多摩計	33,566,353	32,389,358	1,176,995	73,707	1,103,288	7.1	(7.3)	92.0	(94.6)	西多摩計
島しょ計	37,864,197	36,813,969	1,050,228	266,050	784,178	5.5	(5.8)	84.2	(87.9)	島しょ計
町村計	71,430,550	69,203,327	2,227,223	339,757	1,887,466	6.4	(6.6)	88.3	(91.5)	町村計
市町村計	1,632,104,181	1,584,526,724	47,577,457	5,039,537	42,537,920	5.0	(5.1)	91.1	(93.4)	市町村計

平成 29 年９月 25 日に公表した速報値から変動はありません。

平成２９年１１月２８日
総　　務　　局

平成２８年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（確報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第４項及び同法第２２条第３項の規定に基づき、都内区市町村等（６２区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の平成２８年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※　健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙１をご覧ください。

１　健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※　団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙２を、市町村分は別紙３をご覧ください。

（１）　実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

（２）　連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

（３）　実質公債費比率

早期健全化基準２５％以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する１８％以上の団体もありません。

（４）　将来負担比率

早期健全化基準３５０％以上の団体はありません。

２　資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※　団体別の資金不足比率については、別紙４をご覧ください。

※　資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は７０です。

３　総　括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、平成 30 年度税制改正に向けた地方消費税の清算基準の見直しの影響なども懸念され、歳入の見通しについては不透明な状況です。

また、歳出面においては、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増加に加え、公共施設の老朽化対策経費など財政負担の増加が見込まれ、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化する恐れがあります。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、地方公営企業や土地開発公社をはじめとした第三セクター等の経営を含めた団体全体の財政状況を分析・把握しつつ、今後も、財政運営の一層の健全化に取り組んでいくことが重要です。

※　なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、これらの指標が必ずしも特別区の実態を正確に表しているとは言えません。

＜問い合わせ先＞
総務局行政部区政課
電話　０３－５３８８－２４２６
総務局行政部市町村課
電話　０３－５３８８－２４３２

【用語の定義】

○　実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○　連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○　実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○　将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模－（元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○　資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25％～15％	20％
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25％～20％	30％
実質公債費比率	25％	35％
将来負担比率	350％	―
資金不足比率	（経営健全化基準）20％	―

平成28年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
千代田区	—	—	—	—	0.8	1.3	—	—
中央区	—	—	—	—	0.2	0.6	—	—
港区	—	—	—	—	-2.2	-1.9	—	—
新宿区	—	—	—	—	-3.4	-2.9	—	—
文京区	—	—	—	—	-4.2	-3.7	—	—
台東区	—	—	—	—	-0.3	0.3	—	—
墨田区	—	—	—	—	-0.3	-0.2	—	—
江東区	—	—	—	—	-4.4	-4.4	—	—
品川区	—	—	—	—	-4.2	-3.9	—	—
目黒区	—	—	—	—	-3.3	-2.3	—	—
大田区	—	—	—	—	-2.5	-1.7	—	—
世田谷区	—	—	—	—	-2.5	-2.5	—	—
渋谷区	—	—	—	—	-3.3	-2.9	—	—
中野区	—	—	—	—	0.4	2.9	—	—
杉並区	—	—	—	—	-6.4	-6.4	—	—
豊島区	—	—	—	—	-3.0	-2.3	—	—
北区	—	—	—	—	-3.7	-3.5	—	—
荒川区	—	—	—	—	0.6	-0.1	—	—
板橋区	—	—	—	—	-4.2	-3.6	—	—
練馬区	—	—	—	—	-4.0	-3.0	—	—
足立区	—	—	—	—	-0.3	0.5	—	—
葛飾区	—	—	—	—	0.6	-0.1	—	—
江戸川区	—	—	—	—	-6.1	-6.2	—	—
特別区平均	—	—	—	—	-2.8	-2.3	—	—

【備　考】１　実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「－」と表記している。
２　平均値は加重平均である。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
八王子市	－	－	－	－	-0.6	-0.5	－	－
立川市	－	－	－	－	2.0	1.5	－	－
武蔵野市	－	－	－	－	-1.0	-0.8	－	－
三鷹市	－	－	－	－	3.8	3.9	18.6	21.7
青梅市	－	－	－	－	2.2	1.7	5.3	－
府中市	－	－	－	－	2.6	3.2	－	－
昭島市	－	－	－	－	0.5	0.9	－	－
調布市	－	－	－	－	1.3	1.8	－	－
町田市	－	－	－	－	-1.3	-1.7	－	－
小金井市	－	－	－	－	3.0	3.1	18.0	25.6
小平市	－	－	－	－	0.6	1.1	－	－
日野市	－	－	－	－	-1.1	-0.5	17.3	8.2
東村山市	－	－	－	－	5.3	5.2	9.5	16.2
国分寺市	－	－	－	－	-1.4	-0.8	－	－
国立市	－	－	－	－	-2.0	-2.0	－	－
福生市	－	－	－	－	-2.7	-1.7	－	－
狛江市	－	－	－	－	3.0	3.9	23.5	28.4
東大和市	－	－	－	－	-2.6	-2.3	－	－
清瀬市	－	－	－	－	4.2	4.4	23.7	29.4
東久留米市	－	－	－	－	0.7	1.6	－	3.8
武蔵村山市	－	－	－	－	-0.7	-0.6	－	－
多摩市	－	－	－	－	0.0	-0.2	－	－
稲城市	－	－	－	－	1.3	1.6	47.9	19.7
羽村市	－	－	－	－	1.5	1.0	－	－
あきる野市	－	－	－	－	7.8	7.3	53.7	61.8
西東京市	－	－	－	－	-0.2	0.0	18.1	24.8
瑞穂町	－	－	－	－	-0.3	-0.9	－	－
日の出町	－	－	－	－	6.5	6.9	5.4	11.0
檜原村	－	－	－	－	4.6	4.7	－	－
奥多摩町	－	－	－	－	5.4	5.7	－	2.5
大島町	－	－	－	－	11.4	11.8	123.8	125.2
利島村	－	－	－	－	2.7	3.5	－	－
新島村	－	－	－	－	7.3	7.0	－	－
神津島村	－	－	－	－	1.5	1.6	－	－
三宅村	－	－	－	－	6.3	9.1	－	－
御蔵島村	－	－	－	－	1.8	1.6	－	－
八丈町	－	－	－	－	12.3	11.3	62.3	68.1
青ヶ島村	－	－	－	－	-2.4	-1.4	－	－
小笠原村	－	－	－	－	10.5	11.2	－	－
市町村平均	－	－	－	－	0.9	1.0	－	－
市平均	－	－	－	－	0.7	0.9	－	－
町村平均	－	－	－	－	5.7	5.7	－	－

【備　考】１　実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「－」と表記している。
２　平均値は加重平均である。

平成28年度決算に基づく資金不足比率一覧表

（単位：％）

団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		28年度	27年度
八王子市	下水道事業特別会計	—	—
立川市	下水道事業	—	—
武蔵野市	水道事業	—	—
武蔵野市	下水道事業	—	—
三鷹市	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	モーターボート競走事業会計	—	—
青梅市	病院事業会計	—	—
府中市	下水道事業特別会計	—	—
府中市	競走事業会計	—	—
昭島市	下水道事業特別会計	—	—
昭島市	中神土地区画整理事業特別会計	—	—
昭島市	水道事業会計	—	—
調布市	下水道事業特別会計	—	—
町田市	町田市病院事業会計	—	—
町田市	町田市下水道事業会計	—	—
小金井市	下水道事業特別会計	—	—
小平市	下水道事業特別会計	—	—
日野市	市立病院事業会計	—	—
日野市	下水道事業特別会計	—	—
東村山市	下水道事業特別会計	—	—
国分寺市	下水道事業特別会計	—	—
国分寺市	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計	—	—
国立市	下水道事業特別会計	—	—
福生市	福生市下水道事業会計	—	—
狛江市	公共下水道特別会計	—	—
東大和市	下水道事業特別会計	—	0.1
東大和市	土地区画整理事業特別会計	—	—
清瀬市	下水道事業特別会計	—	—
東久留米市	下水道事業特別会計	—	—
武蔵村山市	下水道事業特別会計	—	—
武蔵村山市	都市核地区土地区画整理事業特別会計	—	—
多摩市	下水道事業特別会計	—	—
稲城市	病院事業会計	—	—
稲城市	下水道事業特別会計	—	—

団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		28年度	27年度
羽村市	羽村市水道事業会計	—	—
羽村市	羽村市下水道事業会計	—	—
あきる野市	下水道事業特別会計	—	—
西東京市	下水道事業特別会計	—	—
瑞穂町	瑞穂町下水道事業特別会計	—	—
日の出町	下水道事業特別会計	—	—
檜原村	簡易水道特別会計	—	—
檜原村	下水道事業特別会計	—	—
奥多摩町	病院事業会計	—	—
奥多摩町	下水道事業特別会計	—	—
大島町	水道事業会計	—	—
利島村	簡易水道事業特別会計	—	—
利島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
新島村	簡易水道事業会計	—	—
新島村	と畜場事業会計	—	—
新島村	下水道事業会計	—	—
神津島村	農業集落排水特別会計	—	—
神津島村	簡易水道特別会計	—	—
三宅村	旅客自動車運送事業会計	—	—
三宅村	簡易水道事業会計	—	—
御蔵島村	簡易水道事業会計	—	—
御蔵島村	観光施設事業会計	—	—
八丈町	水道事業会計	—	—
八丈町	一般旅客自動車運送事業会計	—	—
八丈町	病院事業会計	—	—
八丈町	浄化槽設置管理事業会計	—	—
青ヶ島村	簡易水道事業特別会計	—	—
青ヶ島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
小笠原村	簡易水道事業特別会計	—	—
小笠原村	浄化槽事業特別会計	—	—
特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計	—	—
阿伎留病院企業団	病院事業会計	—	—
昭和病院企業団	病院事業会計	—	—
福生病院組合	福生病院組合病院事業会計	—	—
青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計	—	—

３　主な用語の説明　　本資料における主な用語については次のとおりである。

○地方公共団体関係

１　**都市**　狭義には、市のうち地方自治法による指定を受けた政令指定都市等（政令指定都市、中核市及び特例市）以外のものをいう。平成 28 年度末現在、東京都内の市は、八王子市を除き、この「都市」に分類される。

２　**一部事務組合**　都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体（特別地方公共団体）のこと。

○決算統計基本用語

１　**地方財政状況調査**　総務省が毎年度行う地方財政に関する統計調査。この調査結果は、国会に報告され、「地方財政の状況」（地方財政白書）として公表される。

２　**普通会計**　地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。普通会計としてとりまとめる統計及びこの集計結果を通常、決算統計と称する。

３　**地方公営事業会計**　地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、交通災害共済事業等に係る会計の総称

４　**決算額**　本資料においては、特に断りのない限り、都内各市町村の普通会計決算額の合計額（市町村決算額）を指す。

５　**形式収支**　歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額

６　**実質収支**　当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度以降に繰り越すべき継続費逓次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額

７　**単年度収支**　実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

８　**実質単年度収支**　単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

○歳入関係

１　**一般財源**　通常、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額を指す。市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金（これに政令指定都市では、軽油引取税交付金が加わる。）を加算した額をいう。

２　**一般財源等**　一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金など、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。

３　**地方譲与税**　国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。

４　**地方特例交付金**　個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補塡するために交付される減収補塡特例交付金をいう。

５　**地方交付税**　地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ

税のそれぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税とがある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

6　**基準財政需要額**　普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用　×測定単位　×補正係数
（測定単位1当たり費用）（人口・面積等）（寒冷補正等）

7　**基準財政収入額**　普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

（市町村の場合）　標準的な地方税収入×100分の75＋地方譲与税等

8　**国庫支出金**　国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等をいう。

9　**都(道府県)支出金**　都(道府県)の市町村に対する支出金。都(道府県)が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都(道府県)が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。

10　**財源対策債**　昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債

11　**減収補塡債**　地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

12　**減税補塡債**　恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行する地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。平成19年度地方債計画において皆減となった。

13　**臨時財政対策債**　地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成29年度から31年度の間に係る特例とされており、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

○歳出関係

1　**目的別歳出**　行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。

2　**性質別歳出**　経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

3　**義務的経費**　地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいう。職員給等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

4　**投資的経費**　道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

5　**補助事業**　地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業

6　**単独事業**　地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業

7　**国直轄事業**　国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業

を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものである。

○財政分析指標

1　**経常収支比率**　地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等（経常一般財源等）、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

2　**公債費負担比率**　地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合

3　**実質収支比率**　実質収支の標準財政規模に対する割合

4　**財政力指数**　地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の直近３か年度の平均値

5　**標準財政規模**　地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

○地方財政計画等

1　**地方財政計画**　内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

2　**地方債計画**　地方財政法第 5 条の 3 第 11 項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画

3　**債務負担行為**　数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。

4　**基金**　条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。その性質・目的から、積立基金（財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金）と定額運用基金（定額の資金を運用するための基金）とに分類することができる。

5　**財政調整基金**　積立基金のうち、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するもの

6　**減債基金**　積立基金のうち、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられるもの

7　**特定目的基金**　積立基金のうち、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金